

**江別市都市計画マスタープラン**  
**全体構想**  
**(原案：令和5年2月時点)**

**江別市**

市長挨拶（仮）

目 次

<b>第1章</b>	<b>都市計画マスタープランとは</b>	<b>1</b>
1	目的	1
2	位置づけ	2
3	計画の目標年次及び対象区域	2
<b>第2章</b>	<b>江別市の現状と課題</b>	<b>3</b>
1	現状と課題	3
(1)	都市計画の現況	3
(2)	土地利用状況	9
(3)	人口	12
(4)	交通の動向	13
(5)	産業・経済活動	14
(6)	公共施設の維持・更新	15
(7)	災害リスク	16
(8)	市民意識	17
(9)	時代の潮流・情勢の変化	17
2	現状・課題まとめ	18
<b>第3章</b>	<b>将来都市像と都市づくりの目標</b>	<b>19</b>
1	将来都市像	19
2	都市づくりの基本目標	19
3	将来都市構造	21
(1)	将来都市構造の考え方	21
(2)	将来都市構造	22
<b>第4章</b>	<b>都市づくりの方針</b>	<b>25</b>
1	土地利用の方針	25
2	都市施設の方針	33
3	都市環境の方針	44
<b>第5章</b>	<b>地域別構想</b>	
<b>第6章</b>	<b>計画の推進に向けて</b>	
<b>第7章</b>	<b>資料編</b>	
<b>第8章</b>	<b>索引</b>	

調整用白紙

---

# 第1章 都市計画マスタープランとは

---

## 1 目的

---

「江別市都市計画マスタープラン 2024 [改訂版]」（以下、「本計画」という）は、都市の拠点や住宅、産業などの土地利用、道路や公園などの都市施設、防災や環境などの都市環境の方針を定め、都市の健全な発展と秩序ある都市形成を図ることにより、安全で安心していつまでも暮らしやすく活力ある都市づくりの実現を目指すものです。

また、都市づくりの実現には時間を要するものであることから、長期的な視点に立った内容とする必要があります。

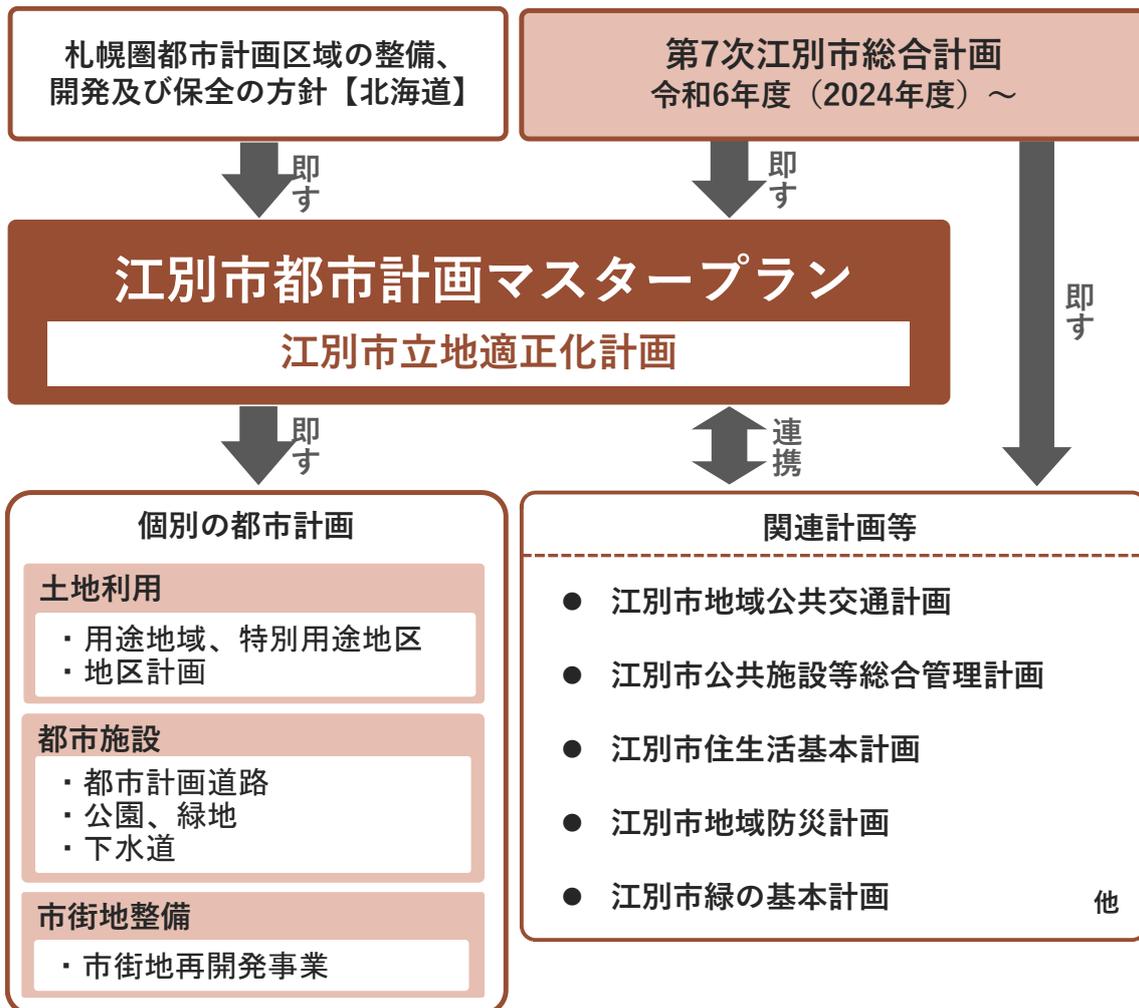
本計画は、「江別市都市計画マスタープラン 2014 [改訂版]」（以下、「前計画」という）の計画期間が満了となることから、今後想定される人口減少や高齢化をはじめとした江別市を取り巻く社会経済情勢などの変化、SDGs やデジタル技術の活用などの新たな視点を踏まえ、目指す都市像の実現に向けて、必要な見直しを行ないました。

## 2 位置づけ

本計画は、都市計画法第18条の2第1項の規定に基づいた「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

江別市の最上位計画である「えべつ未来づくりビジョン〈第7次総合計画〉」（以下、「第7次総合計画」という。）及び北海道が定める都市計画の方針である「札幌圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するものとし、他の関連計画と連携や整合を図ります。

また、持続可能な都市づくりを一層推進するため、都市再生特別措置法第81条の規定に基づく「立地適正化計画」を同時に策定します。



## 3 計画の目標年次及び対象区域

本計画は、令和6年度（2024年度）から開始し、10年後の令和15年度（2033年度）を目標年次とします。目標年次以降の都市の姿を見据えつつ、目指す都市像の実現に向けた都市づくりを進めます。また、本計画の対象区域は、江別市の都市計画区域（江別市全域）とします。

## 第2章 江別市の現状と課題

### 1 現状と課題

#### (1) 都市計画の現況

##### ① 市街化区域及び市街化調整区域

本市では、昭和19年（1944年）に都市計画区域、昭和45年（1970年）には市街化区域及び市街化調整区域の指定を行いました。その後、適宜見直しを行いながら、令和3年（2021年）3月現在、都市計画区域18,738ha、うち市街化区域2,938ha、市街化調整区域15,800haを指定しています。

表 2-1 市街化区域及び市街化調整区域の経過

告 示		面 積 (ha)			備 考
年 月 日	告示番号	市街化区域	市街化調整区域	計	
昭和 45 年 7 月 27 日	北海道第 1895 号	2,210	16,673	18,883	当初予定
昭和 53 年 6 月 26 日	北海道第 2013 号	2,460	16,423	18,883	第 1 回見直し
昭和 60 年 3 月 7 日	北海道第 327 号	2,525	16,358	18,883	第 2 回見直し
昭和 62 年 3 月 30 日	北海道第 446 号	2,563	16,320	18,883	変 更
平成 3 年 3 月 28 日	北海道第 451 号	2,727	16,156	18,883	第 3 回見直し
平成 4 年 10 月 16 日	北海道第 1628 号	2,749	16,134	18,883	変 更
平成 5 年 9 月 14 日	北海道第 1435 号	2,820	16,063	18,883	変 更
平成 6 年 3 月 29 日	北海道第 470 号	2,889	15,866	18,755	変 更
平成 9 年 3 月 28 日	北海道第 460 号	2,905	15,850	18,755	変 更
平成 10 年 3 月 31 日	北海道第 461 号	2,905	15,850	18,755	第 4 回見直し※
平成 11 年 5 月 7 日	北海道第 792 号	2,909	15,848	18,757	変 更
平成 12 年 3 月 31 日	北海道第 569 号	2,930	15,827	18,757	変 更
平成 16 年 4 月 6 日	北海道第 391 号	2,930	15,827	18,757	第 5 回見直し※
平成 19 年 11 月 6 日	北海道第 705 号	2,939	15,818	18,757	変 更
平成 22 年 4 月 6 日	北海道第 302 号	2,938	15,819	18,757	第 6 回見直し
令和 3 年 3 月 23 日	北海道第 230 号	2,938	15,800	18,738	第 7 回見直し※

※第4回及び第5回見直し時においては、市街化区域に編入した箇所はありません。

第7回見直し時においては、近年の測量精度向上に伴う、都市計画区域面積の精査が行われました。

## ② 用途地域

本市では、11 種類の用途地域を指定し、住居・商業・工業などの適正な配置を図っています。市街化区域の縁辺部では準工業地域や工業専用地域を指定し、工業施設の集積を図っています。また、江別駅及び野幌駅、大麻駅周辺や国道12号沿道には商業系用途地域を指定し、店舗や事務所等の集積を図っています。近隣商業地域と商業地域は、全域を準防火地域に指定しています。

住居系用途地域は全体の約75%を占めており、良好な住環境を創出しています。

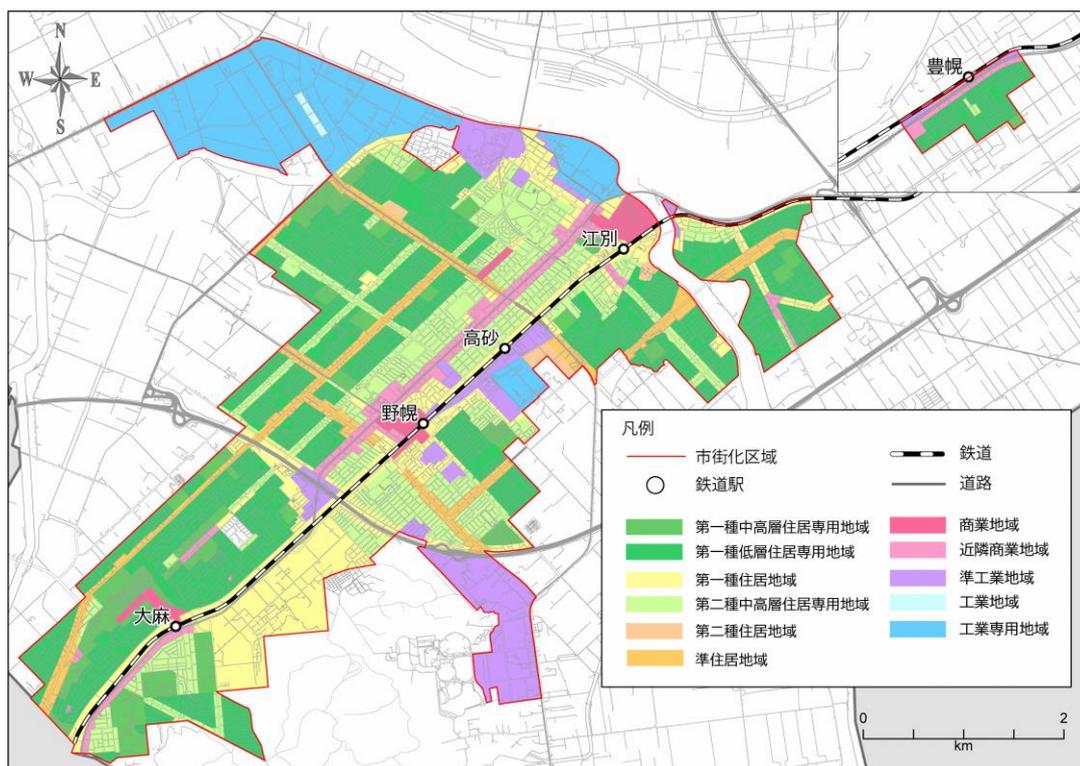


図 2-1 用途地域図

表 2-2 用途地域の面積

用途地域	面積 (ha)	構成比	種別構成比
第1種低層住居専用地域	901	30.7%	75.1%
第1種中高層住居専用地域	208	7.0%	
第2種中高層住居専用地域	467	15.9%	
第1種住居地域	449	15.3%	
第2種住居地域	14	0.5%	
準住居地域	166	5.7%	
近隣商業地域	122	4.1%	5.8%
商業地域	50	1.7%	
準工業地域	213	7.3%	19.1%
工業地域	6	0.2%	
工業専用地域	342	11.6%	
合計	2,938	100.0%	100.0%

### ③ 特別用途地区

本市では、大学・高校・教育研究所が立地する地域とその周辺地域の良好な環境を保護するため、文教地区を指定しています。また、公害防止の観点から工業地としての土地利用の適正化かつ効率化を図るため、特別工業地区を指定しています。

表 2-3 特別用途地区の指定状況

地区名	面積 (ha)	位置	制限の概略
文教地区	330	文京台地区一帯 野幌若葉町の一部	風俗営業施設・旅館・工場等の建設
特別工業地区	28	対雁の一部	住宅・学校・旅館等の建設

### ④ 地区計画

本市では、13 地区で地区計画を指定しており、「良好な住環境の確保」や「日常生活利便施設の計画的な誘導による利便性向上」、「交通利便性を生かした産業振興」などを目的とし、建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を設けることで、適正な都市機能と健全な都市環境を確保しています。

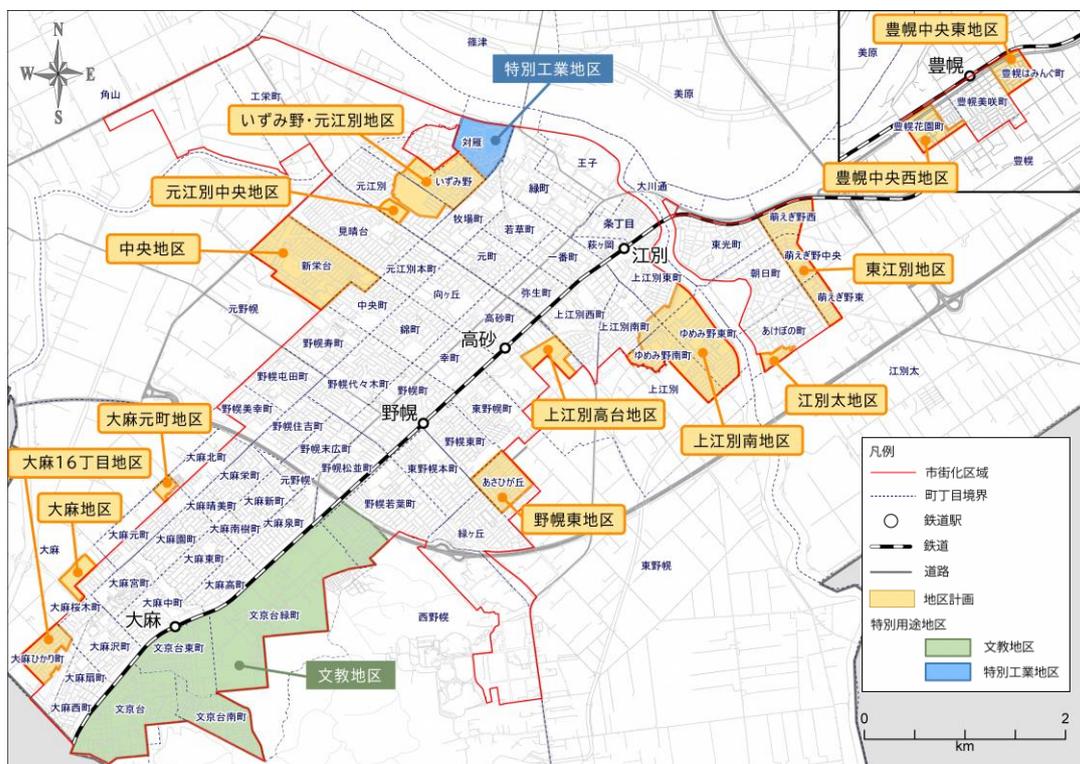


図 2-2 特別用途地区・地区計画図

## ⑤ 市街地開発事業

### <新住宅市街地開発事業>

昭和 39 年度（1964 年度）から昭和 46 年度（1971 年度）にかけて、大麻地区 215ha において新住宅市街地開発事業が実施され、大麻地域の開発が行われました。

### <北海道住宅供給公社による宅地造成事業>

昭和 46 年度（1971 年度）から昭和 48 年度（1973 年度）にかけては、東大麻地区、西大麻地区、東野幌地区で計 25.8ha の宅地造成事業が行われました。

### <土地区画整理事業>

昭和 19 年度（1944 年度）から、昭和 24 年度（1947 年度）にかけて、公共施行で実施された第一地区 74.2ha での事業をはじめとして、平成 18 年（2006 年）に野幌駅周辺地区が追加され、26 地区、1,247.6ha の区域で実施され、計画的で良好な市街地開発が行われました。

### <開発行為>

昭和 41 年（1966 年）にはじめて実施されて以降、令和 2 年（2020 年）3 月末までは 286 件、約 396.0ha の民間等による良好な市街地開発が行われました。

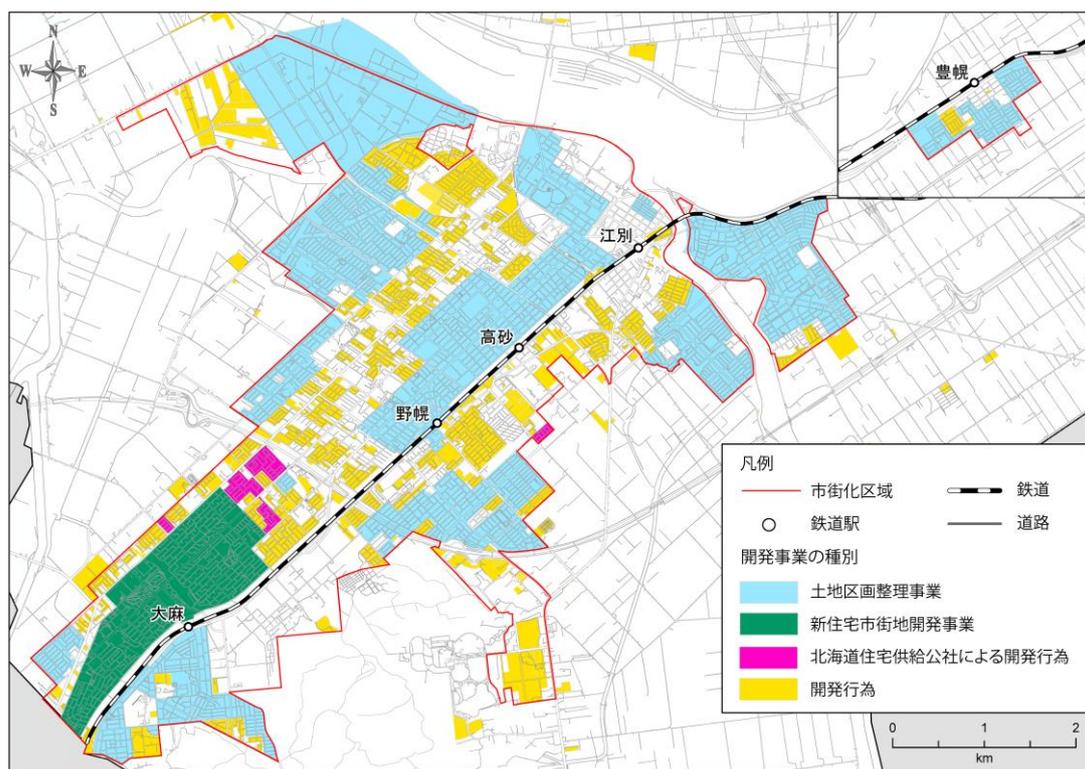


図 2-3 市街地開発事業位置図

## ⑥ 都市計画道路

市内の都市計画道路は 50 路線、112,380m が都市計画決定されており、整備率は 83.6%です。

表 2-4 都市計画道路の現況（令和 4 年 3 月末時点）

延長 (m)		路線数	整備率(%)
計画	整備済み		
112,380	94,000	50	83.6

## ⑦ 都市計画公園・緑地

市内の都市計画公園・緑地は 74 箇所、461.8ha が都市計画決定されており、整備率は 97.5%です。

表 2-5 都市計画公園・緑地の現況（令和 4 年 12 月末時点）

種別	面積(ha)			箇所数	整備率 (%)	
	計画	整備済み	うち河川区域等整備を要しない区域			
公園	街区公園	11.12	11.12	-	45	100.0
	近隣公園	29.00	29.00	-	13	100.0
	地区公園	24.30	24.30	-	3	100.0
	総合公園	11.60	0.00	-	1	0.0
	運動公園	9.90	9.90	-	1	100.0
	広域公園	64.10	64.10	-	1	100.0
公園 計	150.02	138.42	-	64	92.3	
都市緑地	311.78	24.68	287.10	10	100.0	
計	461.80	163.10	287.10	74	97.5	

## ⑧ 下水道

令和 2 年度末における市内の公共下水道の整備率は 83.2%となっており、人口に対する普及率は 97.6%となっています。

表 2-6 下水道の現況・人口（令和 2 年度末）

種別	処理区域面積 (ha)		処理区域内人口	人口普及率 (%)
	計画	供用		
公共下水道	2,883	2,444	116,609	97.6

(出典：2022 年度江別市統計書)

※人口普及率…下水道管が整備された区域の人口（処理区域内人口）/ 行政区域内人口

## ⑨ 都市計画の現況

JR 駅を中心に商業系の土地利用、その周辺から住居系土地利用が広がっています。また、工業系土地利用は国道 275 号沿線を中心に広がっています。

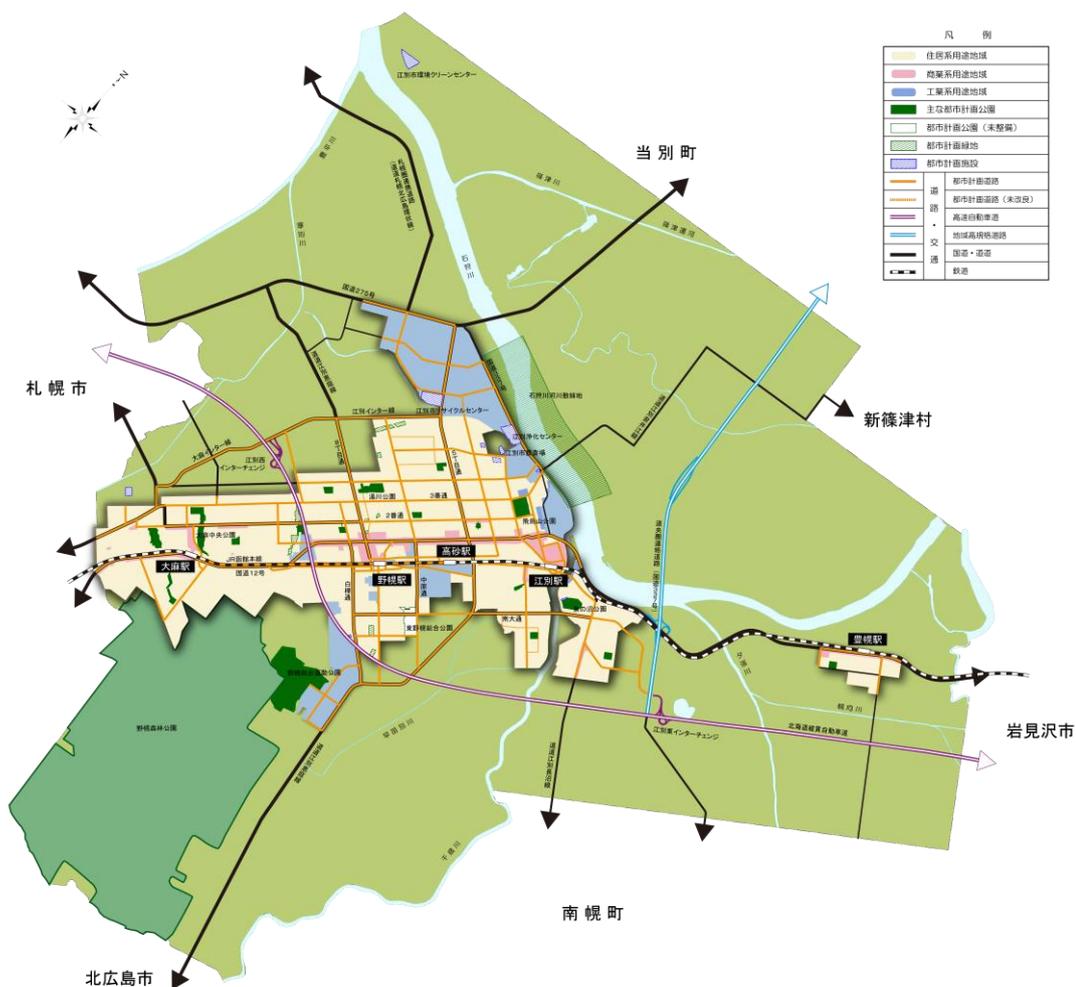


図 2-4 都市計画の現況図

## (2) 土地利用状況

### ① 土地利用状況の推移

昭和 51 年（1976 年）と平成 28 年（2016 年）の土地利用の比較では、市街化区域内の建物用地の面積が大幅に増加しています。

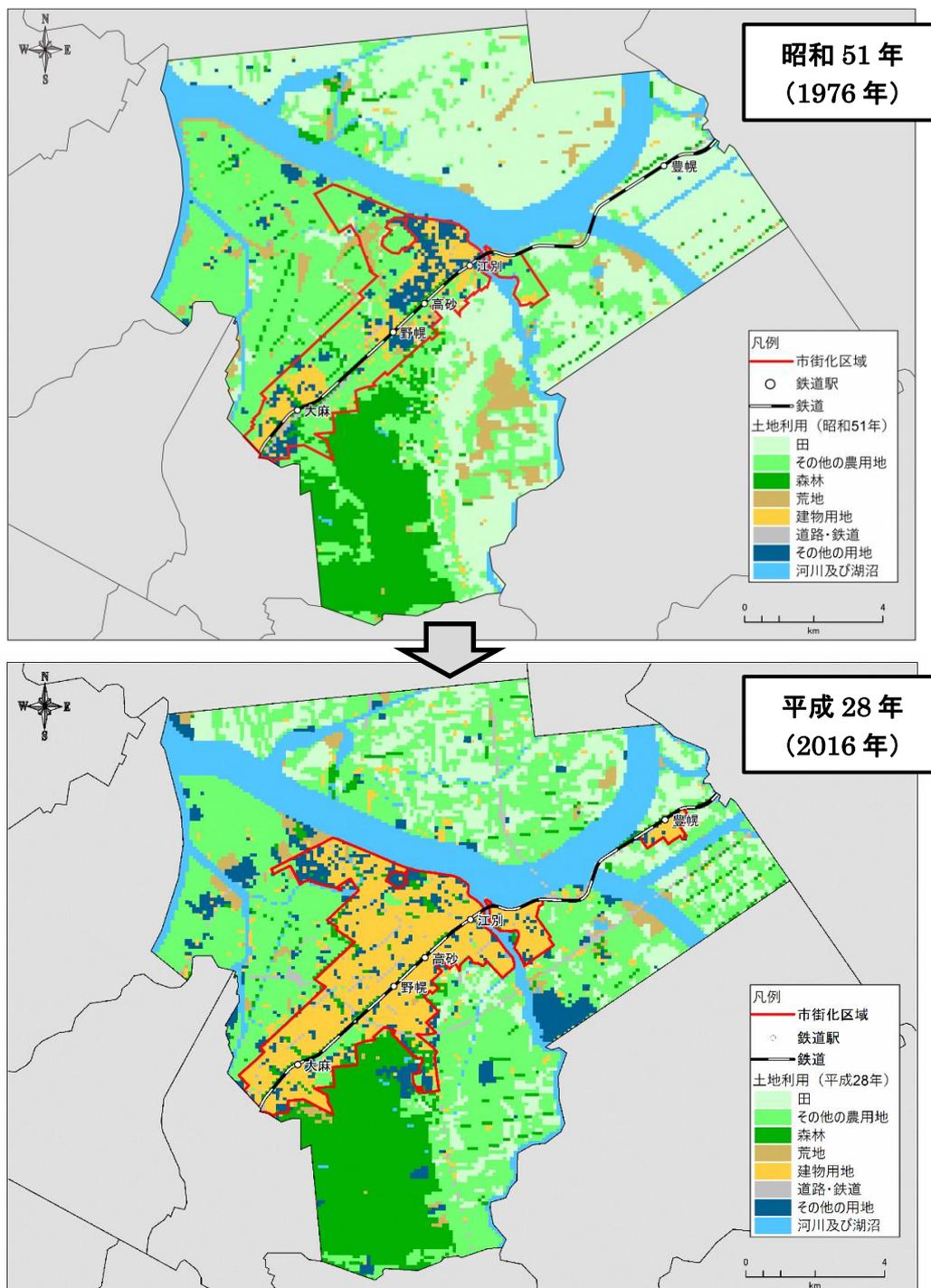


図 2-5 土地利用の推移

(出典：国土交通省「国土数値情報」)

## ② 用途地域内の建物の用途

用途地域内全体に住居系の施設が分布しています。北西部の工業専用地域では工業系施設が集積し、江別第1・第2工業団地が形成されています。野幌地域南部のRTNパークでは主に先端技術系産業や食品関連産業の集積が図られており、工業系の施設が立地しています。

駅周辺や幹線道路である国道12号沿いには、商業系施設など、住居系以外の施設が集中して立地しています。

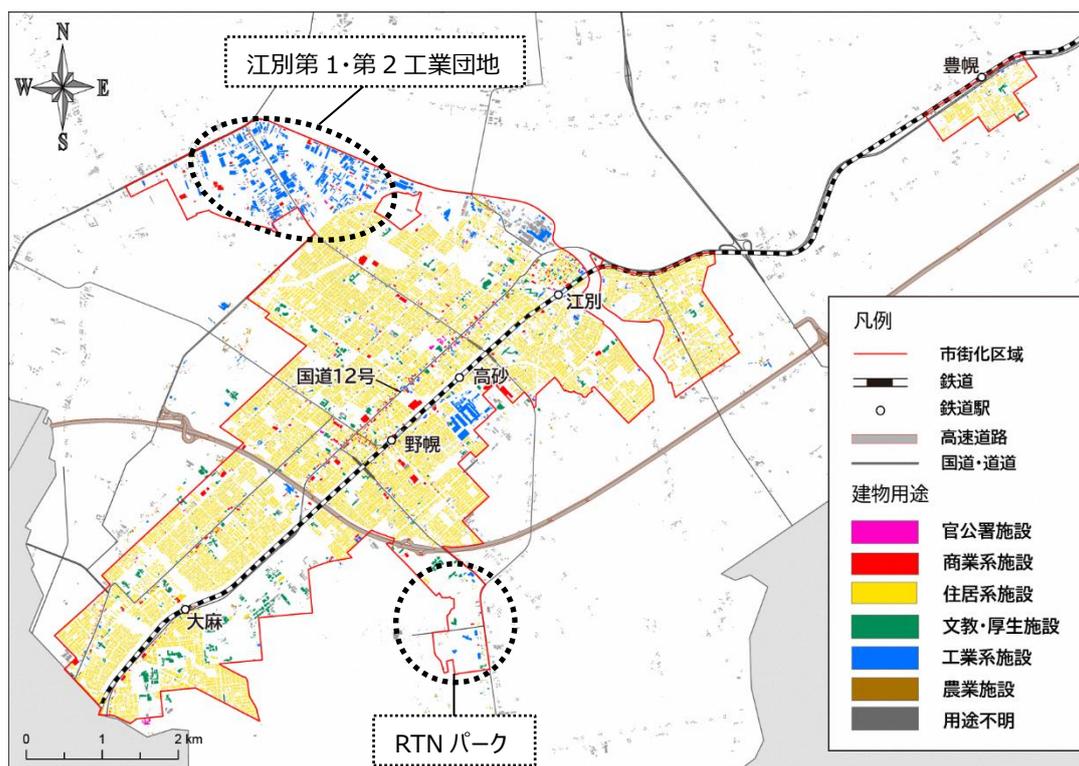


図 2-6 建物の用途

(出典：北海道建設部まちづくり局「平成 26 年度都市計画基礎調査」)

### ③ 低未利用地の分布

市街地の大半で土地利用が進んでいる一方、大小の低未利用地が市街地に点在しています。

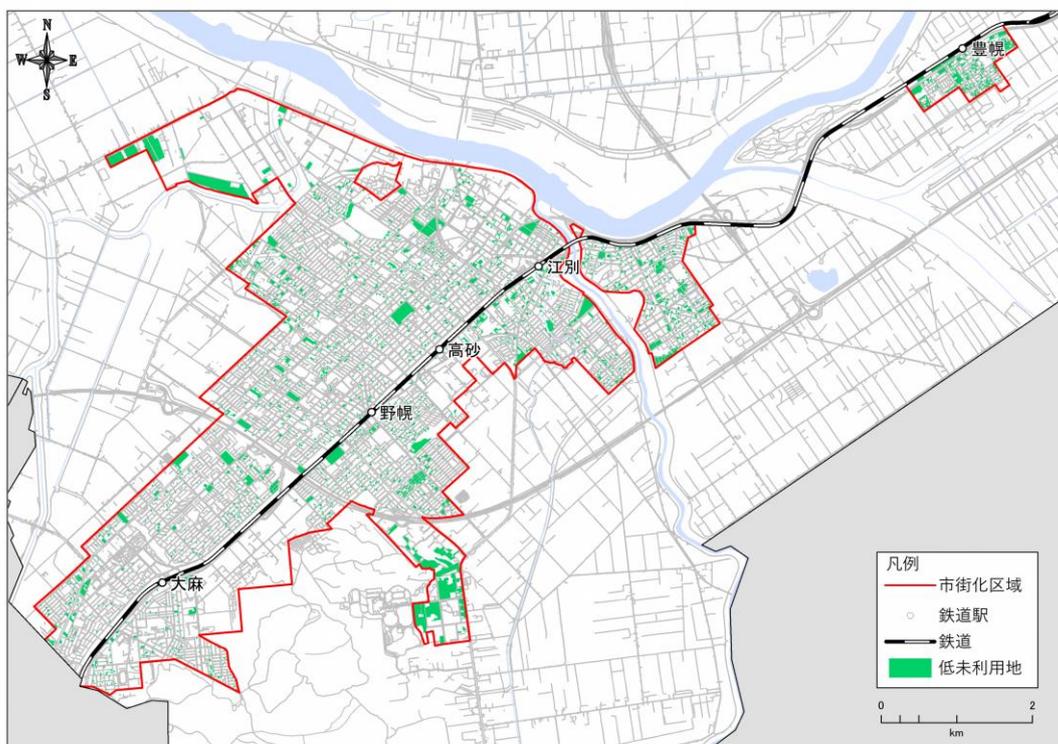


図 2-7 低未利用地の分布

(出典：北海道建設部まちづくり局「平成 26 年度都市計画基礎調査」)

※未利用宅地、未整備農地、未利用原野を対象

### (3) 人口

江別市の人口は平成17年（2005年）以降減少傾向にありましたが、令和2年（2020年）は微増しています。しかし、将来的には人口が減少し、令和27年（2045年）には93,218人まで減少するものと予測されています。

区別では、老年人口は引き続き増加すると予測されていますが、令和17年（2035年）以降は徐々に減少していくと推計されています。

高齢化率は、令和2年（2020年）の30.4%から、令和27年（2025年）には42.0%まで上昇する見通しです。

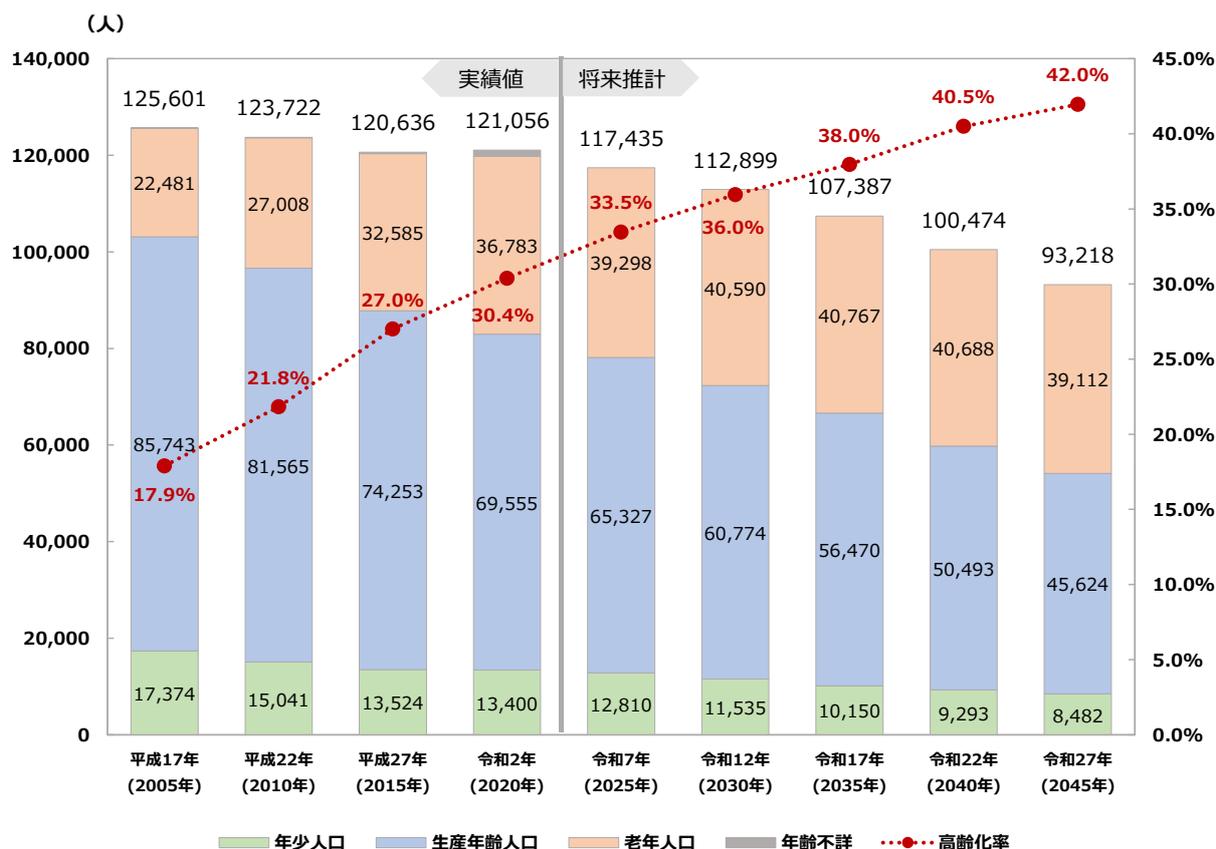


図 2-8 年齢別人口・高齢化率の推移図

(出典：令和2年まで国勢調査、令和7年以降江別市推計)

## (4) 交通の動向

### ① 鉄道の利用状況

市内の有人 JR 駅それぞれの 1 日当たりの乗降客数の合計は、ゆるやかな減少傾向にあり、令和元年（2019 年）には 4 万人を下回っています。

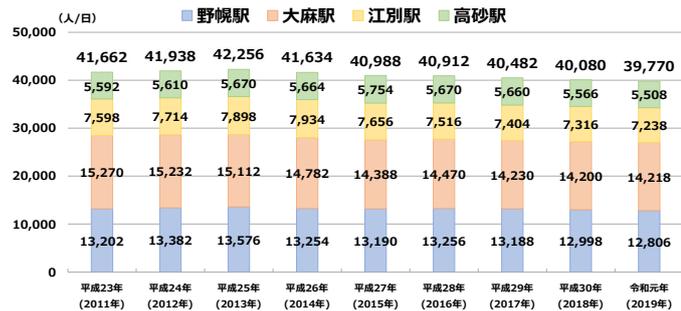


図 2-9 有人 JR 駅の 1 日当たり乗降客数の推移

(出典：国土交通省「国土数値情報」) ※豊幌駅は無人駅のためデータ無し

### ② 路線バスの利用状況

#### 1) 市内路線バス

市内の路線バスは、北海道中央バス(株)、ジェイ・アール北海道バス(株)、夕張鉄道(株) (夕鉄バス) が運行しています。利用者数は平成 29 年（2017 年）をピークに減少傾向にあります。特に令和 2 年（2020 年）以降は新型コロナウイルス感染症等の影響により大きく減少しているものと推定します。

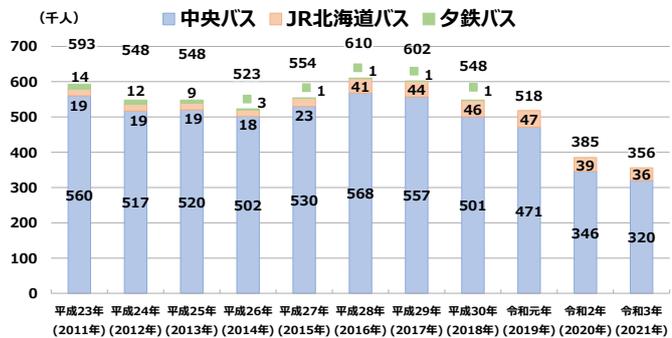


図 2-10 市内路線バス利用者数の推移

#### 2) 市外路線バス

本市では、市内と札幌市、北広島市、南幌町、栗山町、夕張市等を結ぶ路線バスが運行しています。利用者数は令和元年（2019 年）まで 350 万人程度で推移していましたが、令和 2 年（2020 年）以降は新型コロナウイルス感染症等の影響により、大きく減少しているものと推定します。

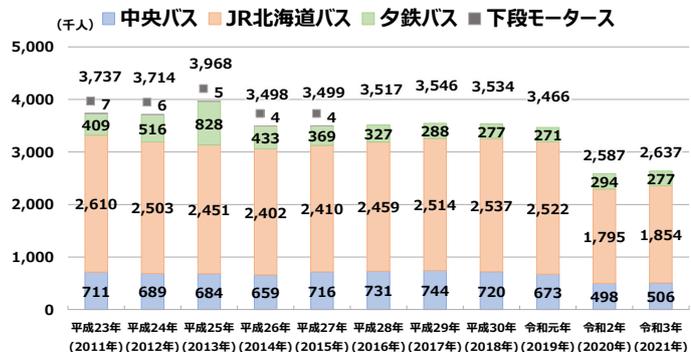


図 2-11 市外路線バス利用者数の推移

(出典：2017 年版/2022 年版江別市統計書)

### ③ 運転免許返納件数の推移

本市を含む北海道警本部管内の運転免許返納件数は、令和元年（2019 年）に大幅に増加し、以降は減少傾向にあります。

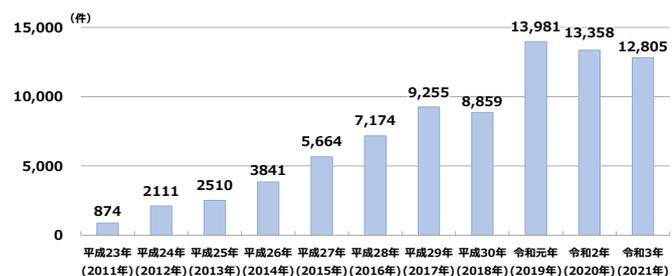


図 2-12 運転免許返納件数の推移

(出典：警察庁「運転免許統計」) ※申請による運転免許の取消件数

## (5) 産業・経済活動

### ① 産業別就業者数

産業別就業割合は、第3次産業が約76%となっています。全体の就業者数は、平成27年(2015年)まで減少傾向にありましたが、令和2年(2020年)は増加に転じています。第3次産業の就業者数は、平成12年(2000年)よりも増加しています。

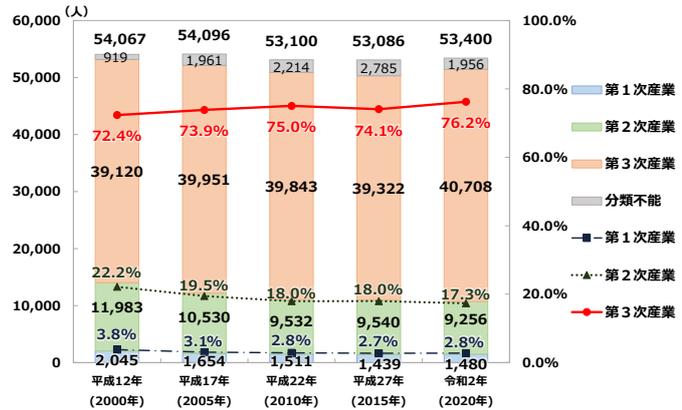


図 2-14 産業別就業者数の推移

(出典：各年国勢調査)

### ② 工業

従業者数・製造品出荷額は、平成27年(2015年)以降、微増傾向にあります。一方、事業所数は減少傾向にあります。

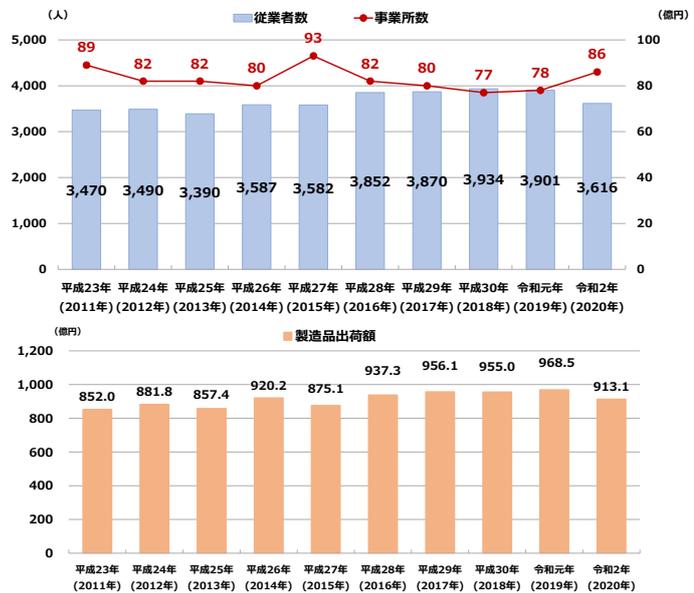


図 2-15 事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移

(出典：総務省「経済センサス-活動調査(平成23年、平成27年、令和2年)」、経済産業省「工業統計調査(平成28年)」)

### ③ 商業

年間販売額は、平成24年(2012年)まで低下傾向が顕著でしたが、以降は上昇に転じています。商店数・従業者数は、平成24年(2012年)以降増加傾向にあります。

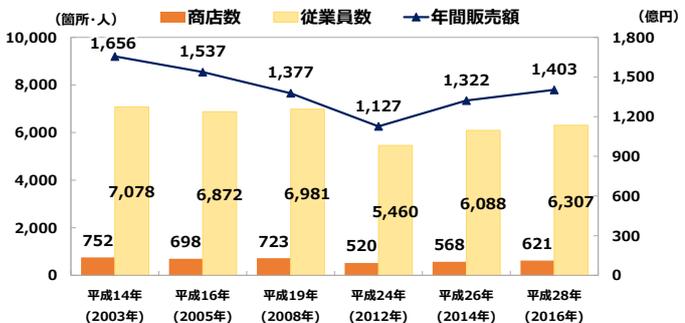


図 2-16 商店数・従業者数・年間販売額の推移

(出典：総務省「経済センサス-活動調査(平成24年、平成28年)」、経済産業省「商業統計調査(平成14~19年、平成26年)」)

## (6) 公共施設の維持・更新

### ① 築年別の延べ床面積の状況

昭和55年（1980年）以前の旧耐震基準により建設され、すでに40年以上が経過している公共施設は全体の41%となっており、老朽化の進行が顕著となっています。

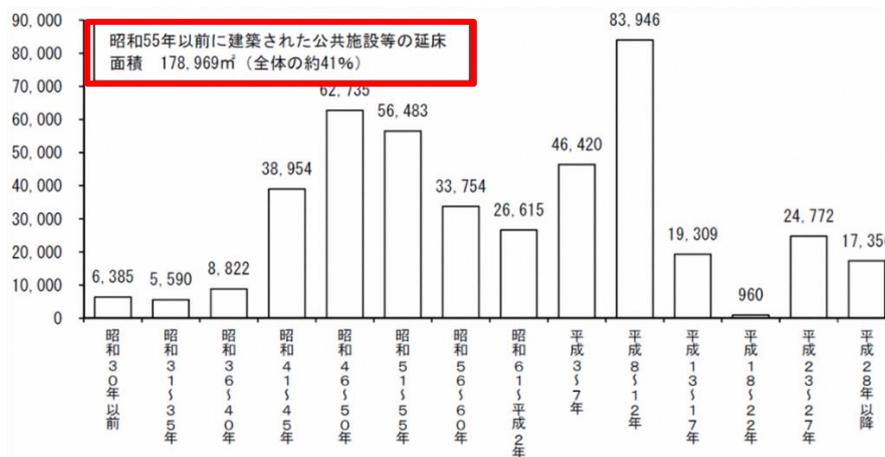


図 2-17 公共施設の築年別延べ床面積（令和2年度末）

（出典：江別市公共施設等総合管理計画）

### ② 更新等経費の将来予想

建物のほか、道路・橋梁・上下水道施設を併せた公共施設等の更新に要する経費の平均値は、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までの5年間では約69億円でしたが、令和3年度（2021年度）以降の34年間では約101億円となるとともに、令和15年度（2033年度）までの間に経費が集中することが予想されています。

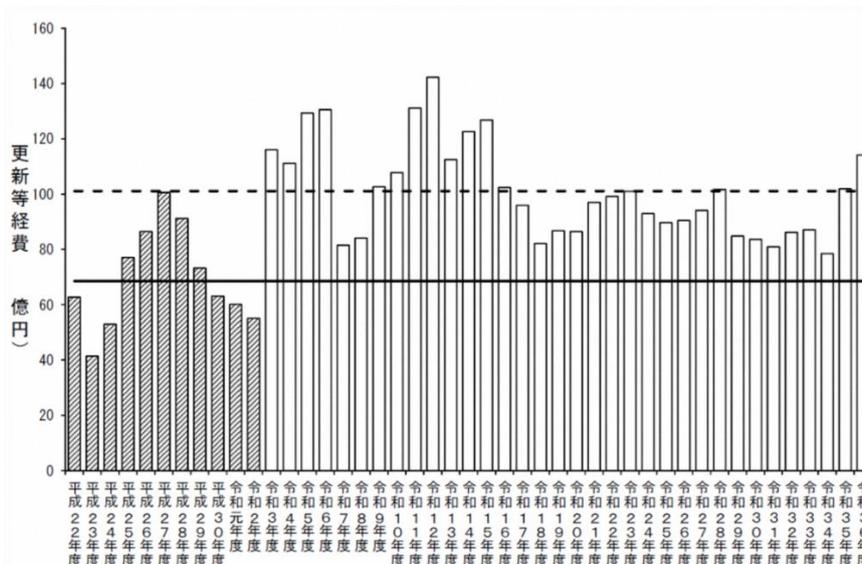


図 2-18 更新等経費の将来予想

（出典：江別市公共施設等総合管理計画）

## (7) 災害リスク

### ① 土砂災害

市内の3地点において、急傾斜地の崩壊に関する土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されています。

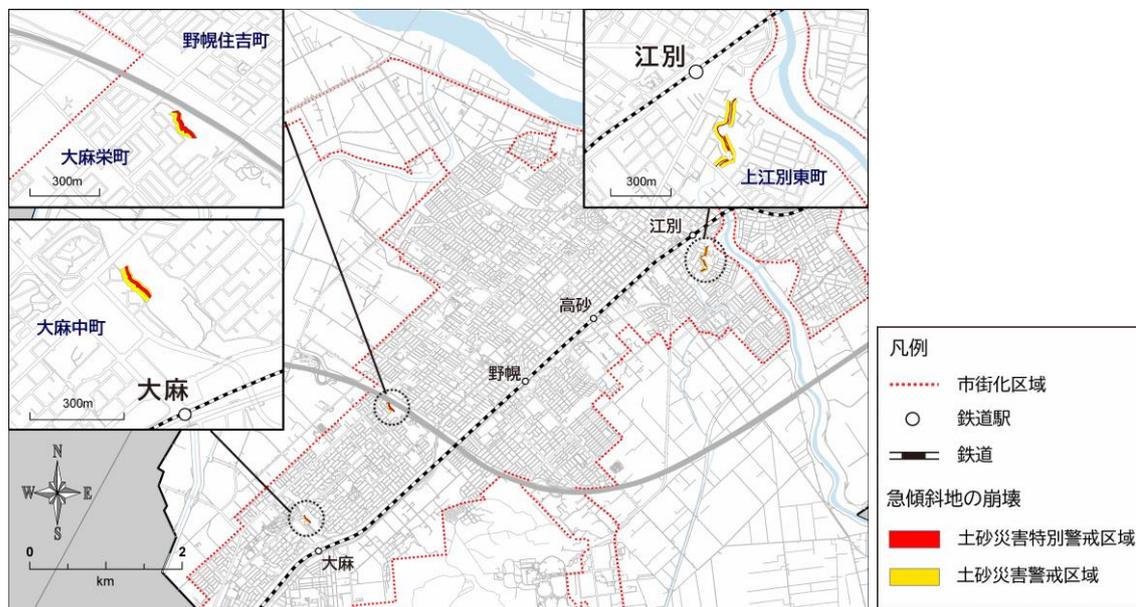


図 2-19 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

(出典：北海道土砂災害警戒区域情報システム)

### ② 洪水災害

本市で想定しうる最大規模の降雨(1/1,000)により堤防が決壊した場合、市街化区域では江別地域・豊幌地域の一部で浸水が想定されています。

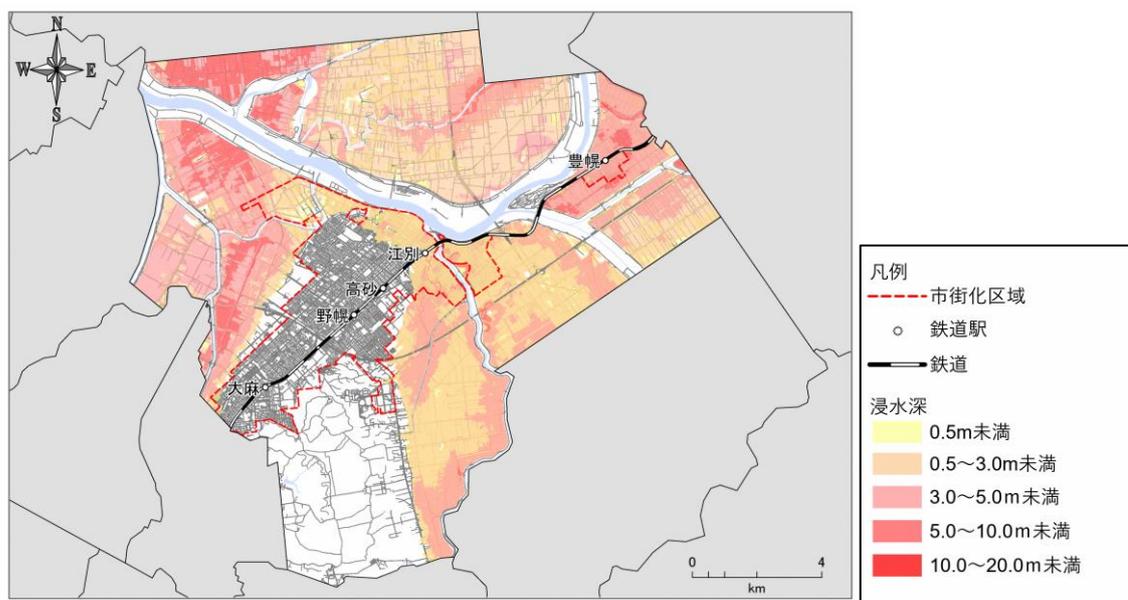


図 2-20 洪水浸水想定区域(想定最大規模)

(出典：国土交通省「国土数値情報」)

## (8) 市民意識

令和3年10月に行なった「まちづくりに関するアンケート調査」や「第7次総合計画」の策定に向けた「えべつの未来づくりミーティング」から、市民の都市づくりに関する意見を聴取しました。

市民意見からは、本市の魅力として、商業施設や医療施設の充実、交通アクセスの良さ、大学との連携・交流などの意見が多くありました。一方、都市づくりのニーズとしては、交通アクセスを生かしたまちづくりや拠点の賑わい創出、安全・安心な生活環境などの意見がありました。

◆強み・満足している内容	◆都市づくりへのニーズ
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 商業施設が点在していて買い物がしやすい</li><li>・ 様々な種類の医療機関が揃っている</li><li>・ まちがコンパクトで住みやすい</li><li>・ 全体的に交通アクセスが良い</li><li>・ 様々な施設が近くにあり住宅環境が快適</li><li>・ レンガの活用や緑、花が調和した街並み、大きい公園があり魅力的</li><li>・ 大学が4つある、大学との連携・交流</li><li>・ 公園や緑地が広い範囲に存在</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 駅周辺など市街地のにぎわい</li><li>・ J R 駅や I C などを生かすべき</li><li>・ 空港までのアクセス改善</li><li>・ 魅力的な店舗が欲しい</li><li>・ 自然災害への対策を進めてほしい</li><li>・ 安全安心なまちにしてほしい</li><li>・ 公共施設や公共空間のバリアフリー化</li><li>・ 誰もが住みやすいまちづくりを希望</li><li>・ 恵まれた自然環境を生かすべき</li></ul>

## (9) 時代の潮流・情勢の変化

前計画策定以降、近年多発する自然災害や環境保全の動き、SDGsの取り組み、新たなデジタル技術の活用など、本市を取り巻く外部環境の変化を踏まえた都市づくりを検討する必要があります。

## 2 現状・課題まとめ

都市計画マスタープランに係る現状・課題の整理結果まとめを以下のとおり整理しました。

項目	現状	課題
都市計画 土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模未利用地が市街地に点在</li> <li>・整備中、整備予定の都市計画道路が存在</li> <li>・下水道の人口普及率は約 98%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆未利用地の有効活用による地域経済の発展</li> <li>◆街路ネットワークの推進</li> <li>◆公共下水道サービスの維持</li> </ul>
人口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口は近年下げ止まり、将来は減少と推計</li> <li>・人口密度は将来的に市の広い範囲で低下</li> <li>・単身高齢者世帯の割合が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆都市機能・居住地の適正な配置</li> </ul>
交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道の利用者が減少</li> <li>・市内路線バス利用者数の減少、市外路線バス利用者数の横ばい傾向</li> <li>・北海道警察本部管区内の免許返納者数が約 13,000 人/年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆近隣都市からのアクセス維持</li> <li>◆免許返納者が移動しやすい環境の整備</li> </ul>
産業・経済 活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工業の取扱額が増加傾向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域資源の有効活用</li> </ul>
公共施設の 維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・築 40 年以上が経過した公共施設が約 41%</li> <li>・令和 3 年度以降の更新経費の平均値は、令和 2 年度までの 5 年間の平均値の約 1.5 倍</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公共施設の老朽化</li> <li>◆更新等経費の増大</li> </ul>
災害リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江別地域、豊幌地域の一部に浸水想定区域が存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害への備え</li> <li>◆浸水想定区域への対応</li> </ul>
市民意識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力：商業施設や医療施設の充実、交通アクセスの良さ、大学との連携・交流など</li> <li>・ニーズ：賑わい創出、災害対策の推進、自然環境を活かしたまちづくりなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民意識を踏まえた魅力向上、まちづくりの推進</li> </ul>
時代の潮流・情勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界の持続可能性や環境保全の動き、大規模災害への対応、新型コロナウイルスへの対応など大きな環境変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆外部環境の変化を踏まえたまちづくりの推進</li> </ul>

## 第3章 将来都市像と都市づくりの目標

### 1 将来都市像

江別市の最上位計画である「第7次総合計画」では、以下の5つの基本理念に基づき、目指す都市将来像を「幸せが未来へつづくまち えべつ」としています。

<まちづくりの基本理念>

- ①いつまでも元気なまち ②みんなで支え合う安心なまち ③子どもの笑顔があふれるまち
- ④自然とともに生きるまち ⑤新しい時代に挑戦するまち

本計画においても、目指す将来都市像を「幸せが未来へつづくまち えべつ」とし、将来都市像の実現に向けた都市づくりの目標や方向性を定めます。

幸せが未来へつづくまち えべつ

### 2 都市づくりの基本目標

都市づくりの基本目標は、現状から見た課題や市民の声、時代の潮流・情勢の変化を踏まえ将来の魅力ある都市を実現するため、今後10年間において目指していくまちづくりの基本目標として5つを設定します。

#### 1. 駅周辺を拠点とする集約型都市づくり ～えべつ版コンパクトなまちづくり～



- 様々な都市機能が集積する駅周辺などを拠点とし、拠点と他の地域が機能的に連携することで、効率的で持続可能な都市づくりを目指します。
- 地区の特性などに応じた誘導する都市機能や区域を設定し、多様なニーズに対応した拠点の形成を図るとともに、拠点間の連携を深めることにより、にぎわいの向上や循環を図ります。
- 拠点と拠点、居住地と拠点の往来など、交通環境の充実等を図ることにより、歩いて暮らしやすい都市づくりの実現を目指します。

## 2. 江別の優位性を生かした経済の発展



- 江別市は北海道経済の中心である道央圏に位置し、道央自動車道や広域道路網により、物流拠点や道内各地へのアクセスに優れていることや大学・研究機関等が集積していることなど、交通の優位性や江別市の特色を生かした産業振興を図ります。
- 物流に資する基盤整備を推進することで、産業地の活性化を図るとともに、インターチェンジ周辺や幹線道路沿線などにおいては、周辺環境に配慮し、地域の特性を踏まえた土地利用の検討を図ります。

## 3. 災害に屈しない強靱な都市環境



- 平成 30 年 9 月に江別市で過去最大震度を観測した北海道胆振東部地震や近年多発する集中的な豪雨などを踏まえ、災害時にも一定の都市機能を維持できるよう災害対策による都市の強靱化を図ります。
- 河川や公共施設をはじめとする既存ストックの機能強化や老朽化対策を推進するとともに、公園などを活用した一時避難所の確保など、都市施設における災害対策の強化を図ります。
- 災害時における関係機関との連携の強化や避難に関する周知や啓発を行うことで、防災体制の充実と強化を図ります。

## 4. 江別らしさを生かした住みよい都市



- れんがなどの特産品や豊かな自然、恵まれた教育環境、都市近郊型農業、アクセスのしやすさなど、江別市の特色を生かした都市づくりを進めます。
- 利便性が高く良好な住環境を保全または創出することで、子どもから高齢者まで“誰もが住みやすいまち”として選ばれるような魅力ある都市環境の形成を図るとともに、社会や経済などの変化にも柔軟に対応できる都市を目指します。

## 5. 環境にやさしい都市づくり



- 野幌森林公園や石狩川などをはじめとする良好な自然環境を市民等と適正に保全するとともに、水辺などを活用した取り組みを進め、自然環境との共生を図ります。
- コンパクトなまちづくりなどによる環境負荷の低減や再生可能エネルギーに関する取り組みなど、環境にやさしい都市づくりを目指します。

### 3 将来都市構造

#### (1) 将来都市構造の考え方

将来都市構造は、将来都市像の実現を目指し、これまでの都市の成り立ちや都市づくりの基本目標を踏まえ、将来の都市の骨格を示すものです。

野幌駅周辺と一体的に都市機能が連担する国道12号沿道を江別市の中心市街地、江別駅と大麻駅周辺を主要な拠点である地区核、その他の駅周辺や元江別中央地区を地域拠点と位置付け、えべつ版の集約型都市構造の形成を目指します。



図 3-1 集約型都市構造のイメージ

持続可能な都市経営と誰もが便利で快適に暮らせる都市を実現するために、それぞれの特性に応じた多様な都市機能の集積を図る拠点と各拠点間が道路・公共交通などで連携されたコンパクト+ネットワークによる都市構造を構築することを基本とします。

また、主に農業地である市街化調整区域においては、健全な農業の発展と自然環境の保全のため、市街化を抑制することを基本としつつ、都市部と農村部の近接や交通利便性などの特性を活かします。

このような考え方に基づき、将来に向けた都市構造を次のとおり設定します。

## (2) 将来都市構造

### ① 拠点

拠点は、商業業務機能、文化交流機能などが集積する都市や地域活動の中心的地区であり、今後の人口減少・少子高齢化などにより、拠点への生活利便施設等の都市機能の集約化や地域間におけるコミュニティの連携がさらに求められています。このため、都市機能が集積する江別駅、野幌駅、大麻駅の各周辺地区を主要な拠点と位置づけ、都市活動を支える中心市街地を中心に、地区核、地域拠点を特性に応じて合理的に配置し、各拠点の効率的な育成や相互連携を図ります。

項目		説明
拠点	中心市街地	江別市全体に必要な機能が集積した拠点。
	地区核	中心市街地との連携を担う拠点。
	地域拠点	地域住民の日常生活を支える拠点。

### ② 中心軸

駅を中心とする拠点を東西に貫く「JR函館本線、国道12号」は、拠点間連携や交通ネットワークの要となることから、都市の中心軸と位置づけ、沿線においては、都市の骨格にふさわしい土地利用などをめざします。

### ③ 交通軸

広域交通、地域間交通のネットワークを担う、主要な路線は、交通軸として位置づけます。

項目		定義
交通軸	主要幹線軸	「高速自動車道」や「地域高規格道路」をはじめとした広域及び地域間連携の役割を担う軸。
	幹線軸	主要幹線軸と連携し、都市内交通を担う軸。
	市街地内南北交通軸	市街地の南北連携を担う軸。
	都市内環状道路	都市内のネットワーク化を図る路線。
	都心環状道路	都心部のネットワーク化を図る路線。
	幹線歩行経路	歩行等により拠点内や拠点周辺の主要な連携を担う経路

---

#### ④ 河川軸

江別市を代表する石狩川、千歳川、夕張川の主要3河川を、河川軸として位置づけ、防災機能のほか、うるおいや豊かな緑の環境の提供など良好な自然環境を生かした利活用を図ります。

#### ⑤ 住宅地

拠点周辺に広がる住宅を中心とした市街地を住宅地と位置づけ、駅を中心とする歴史的成り立ちや地理的条件、コミュニティ形成などから「江別、野幌、大麻・文京台、豊幌」の4地区を位置づけます。

#### ⑥ 工業地

第1、第2工業団地（工栄町、角山）、RTNパーク（西野幌）などを、交通環境や操業環境が整った工業地として位置づけます。また、インターチェンジ周辺は、交通便利などの優位性を生かし、産業振興などにつながる土地利用を検討します。

#### ⑦ 農業地

市街地外縁に広がる優良な農地及び農村集落地を農業地として位置づけます。優良農地と良好な農村環境の保全、食料生産基地としての土地利用を基本としつつ、市街地と近接する特性を生かし、産業振興につながる土地利用などについて、周辺環境との調和などを考慮して検討します。

#### ⑧ 野幌森林公園

野幌森林公園は、周辺の住宅地や工業地などの魅力づくりと環境負荷の低減などを担う江別市の緑の要として位置づけます。

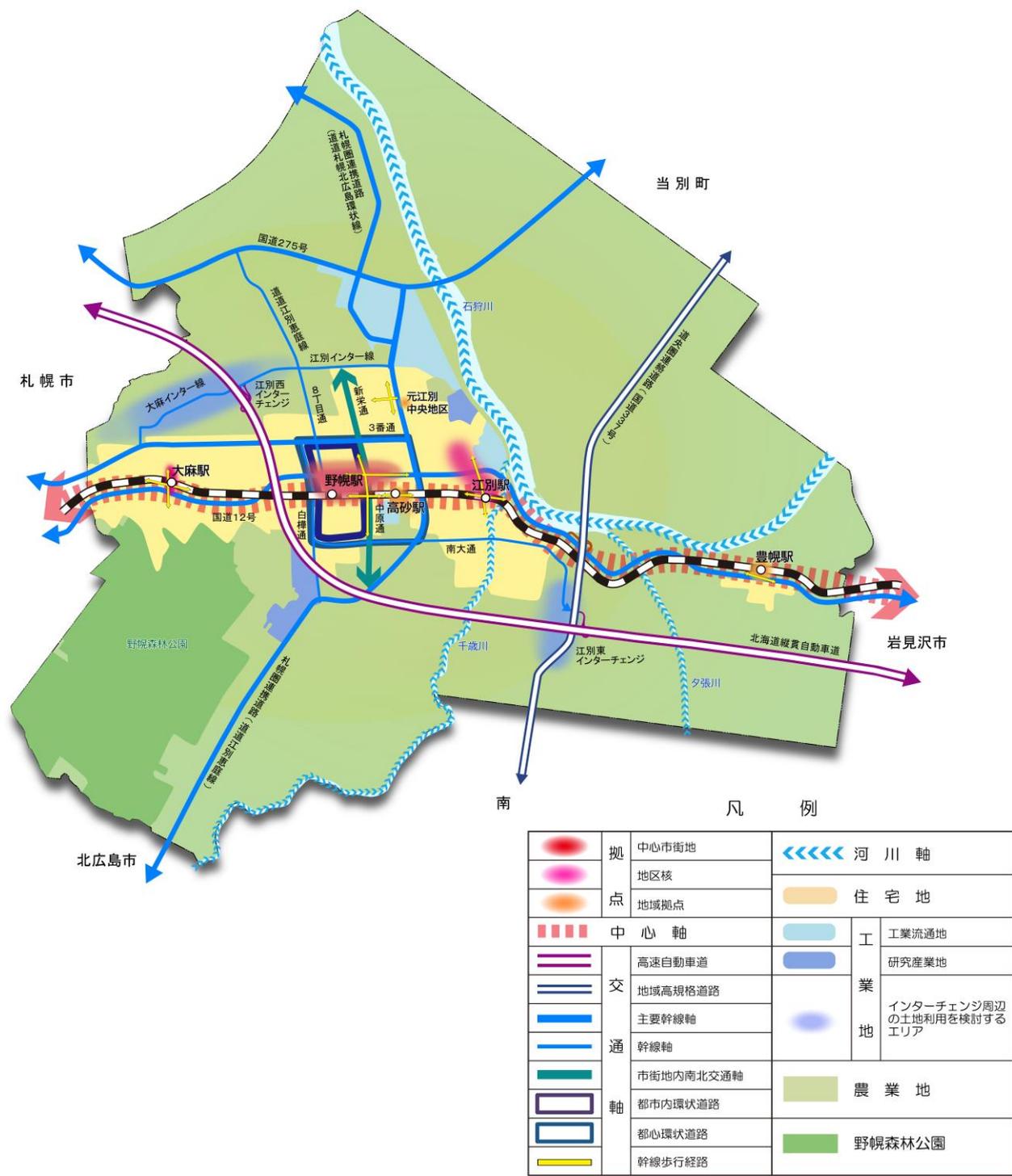


図 3-2 将来都市構造図

## 第4章 都市づくりの方針

### 1 土地利用の方針

江別市は、札幌圏として一体的に整備、開発及び保全する必要のある区域として札幌圏都市計画区域に指定されており、市街化区域と市街化調整区域に区分しています。

駅周辺を拠点とする集約型都市づくりに向け、「第7次江別市総合計画」や「札幌圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等との整合を図りつつ、江別市の自然や地形、市街地形成の経緯、今後の人口減少や少子高齢化の見通し等を踏まえ、便利で快適な市街地の形成や誰もが暮らしやすい住環境の形成のため、用途転換を含めた計画的な土地利用を図ります。

市街地周辺部においては、市街地を抑制することを基本としながら、特徴である市街地と農業地の近接する優位性や良好な交通利便性など地域資源を活かした産業振興に寄与する土地利用の検討を行います。

#### 1-1 拠点

拠点は、交通結節機能、商業・文化交流・行政機能などの商業業務機能、道路・公共交通などの交通機能など、主要な都市機能を地域の特性に合わせて充実・集積を図り、都市や地域活動の中心としてふさわしい都市空間の形成を図ります。

駅周辺を拠点とする集約型都市構造の形成に向け、野幌駅周辺及び都市機能が連担する中心軸である国道12号沿道を江別市全体に必要な機能を集積する「中心市街地」、江別駅周辺、大麻駅周辺を中心市街地と相互連携を図りながら地域の活動を支える「地区核」とし、都市機能誘導区域に設定します。

豊幌駅周辺、高砂駅周辺、元江別中央地区は地域の日常活動の拠点となる「地域拠点」とします。

また、各拠点での都市基盤施設の充実や、拠点内や拠点間での移動環境などの充実に努め、利便性と効率性の高い集約型の都市づくりを進めます。

分類	個別方針
中心市街地	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 野幌駅周辺及び都市機能が連担する中心軸である国道12号沿道は、江別市の「顔」となる拠点として中心市街地に位置づけます。</li><li>➤ 江別市の都市活動の中心として、都市機能の充実や土地の複合・高度利用を図り、誰もが利用しやすい魅力ある都市空間の形成を図ります。</li><li>➤ 都市機能誘導区域内においては、用途転換などを含めた適切な土地利用のあり方を検討し、商業、医療、福祉など中心市街地にふさわしい多様な都市機能の誘導を図ります。</li><li>➤ 市役所本庁舎などの行政機能や文化交流機能等の整備に向け、周辺環</li></ul>

分類	個別方針
	<p>境に配慮しながら用途転換などを含めた計画的な土地利用を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ バリアフリー化の推進により安全で快適な歩行空間の整備推進を図ります。</li> </ul>
<b>地区核</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 江別駅周辺、大麻駅周辺は、中心市街地と各種都市機能の連携を担う拠点として地区核に位置づけます。</li> <li>➤ 地域の都市活動の拠点として、都市機能の充実を図り、歴史性や界索性、自然環境など地域の特性を踏まえた魅力ある都市空間の形成を図ります。</li> <li>➤ 都市機能誘導区域内においては、用途転換などを含めた適切な土地利用のあり方を検討し、地域の特性に応じた都市機能の誘導を図ります。</li> <li>➤ 行政機能の集積などにより他の土地利用への転換を図る必要がある場合においては、用途転換などを含めた計画的な土地利用を図ります。</li> <li>➤ バリアフリー化の推進により安全で快適な歩行空間の整備推進を図ります。</li> </ul>
<b>地域拠点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 豊幌駅周辺、高砂駅周辺、元江別中央地区は、地域住民の日常生活を支える拠点として地域拠点に位置づけます。</li> <li>➤ 地域の日常活動の拠点として、地域の実情に応じた生活関連機能などの充実を図ります。</li> </ul>

## 1-2 住宅地

住宅地は、生活様式や価値観の多様化、少子高齢化の進展など社会情勢の変化に対応した、誰もが安心して住み続けられる住環境を目指します。

生活様式や価値観に応じた多様性のある住宅地の形成に向け、多様な居住機能や生活利便機能などが調和した「一般住宅地」と、戸建住宅を主体とするゆとりある「専用住宅地」で構成します。

コンパクトな市街地の形成を図るため、居住誘導区域へゆるやかに居住を誘導し人口密度の維持を図るとともに、過度に自家用車に頼らず、徒歩や公共交通などを利用して誰もが快適に生活できる住宅地を目指します。

分類	個別方針
<b>一般住宅地</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 主に拠点周辺に位置する住宅地は、戸建住宅や集合住宅などの多様な居住機能や生活利便機能が相互に調和を保ちながら構成される中密度住宅地の形成を目指す区域として、一般住宅地を位置づけます。</li><li>➤ 社会情勢などを踏まえ、周辺の良好な住環境の維持に努めることを基本に、今日的な住要求に対応した住宅建設が可能となるよう、必要な対応について検討します。</li><li>➤ 大規模未利用地は、住民ニーズや周辺環境などを踏まえ、地域地区の変更や地区計画制度など用途転換を含めた土地利用のあり方を検討し、暮らしやすい住宅地の形成を図ります。</li><li>➤ 少子高齢化の進展などへの対策として、住みかえ・移住などの支援を推進します。</li><li>➤ 安全で安心な生活環境の確保を図るために、空き家等への対策を推進します。</li></ul>
<b>専用住宅地</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 主に一般住宅地周辺に位置する住宅地は、戸建住宅を主体しながら一定の生活利便施設などを有し、地域コミュニティが持続できるゆとりある低密度住宅地の形成を目指す区域として、専用住宅地を位置づけます。</li><li>➤ 社会情勢などを踏まえ、周辺の良好な住環境の維持に努めることを基本に、今日的な住要求に対応した住宅建設が可能となるよう、必要な対応について検討します。</li><li>➤ 大規模未利用地は、住民ニーズや周辺環境などを踏まえ、地域地区の変更や地区計画制度など用途転換を含めた土地利用のあり方を検討し、生活利便施設などの立地により暮らしやすい住宅地の形成を図ります。</li><li>➤ 少子高齢化の進展などへの対策として、住みかえ・移住などの支援を推進します。</li><li>➤ 安全で安心な生活環境の確保を図るために、空き家等への対策を推進します。</li></ul>

### 1-3 幹線道路沿道地

幹線道路沿道地は、良好な交通環境の活用や後背の住環境の保護を目的とした土地利用を図り、中心軸や交通軸などを中心とした幹線道路沿道地を位置づけます。

個別方針
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 後背にある住宅地の保護としての緩衝機能や沿線の都市環境と調和した土地利用を図ります。</li><li>➤ 交通利便性を生かした商業業務施設などの多様な都市機能や集合型の居住機能などが調和した土地利用を図ります。</li><li>➤ 大規模未利用地は、住民ニーズや周辺環境などを踏まえ、用途転換などを含めた土地利用のあり方を検討し、都市機能の充実を図ります。</li><li>➤ 中心軸沿道地は、地域特性や周辺状況などを生かし、商業業務機能、交通結節機能、緑の空間など、都市の骨格にふさわしい都市機能の誘導や土地利用を目指します。</li></ul>

## 1-4 工業地・商業業務地

工業地は、札幌圏としての立地条件や良好な交通環境などの特性、特色をもった工業地ごとの魅力を生かした企業誘致の推進や工業地環境の向上に向けた取り組みを進めるとともに、産業振興に優位性のある地区については、新たな土地利用の検討を行います。

商業業務地は、地区の特性に応じた都市機能が充実・集積する土地利用を目指します。

拠点のうち、JR 野幌駅周辺を「拠点商業業務地」、JR 江別駅周辺及び JR 大麻駅周辺を「地域商業業務地」に位置づけます。

また、幹線道路沿道を「沿道商業業務地」、JR 豊幌駅周辺、JR 高砂駅周辺、元江別中央地区を「その他の商業業務地」に位置づけます。

地域住民の生活の利便性向上や地域社会活動の場として、「商店街」を位置づけます。

分類	個別方針
<b>第1、第2工業団地</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 製造や加工・流通に関連する企業の集積を図ります。</li> <li>➤ 札幌圏連携道路（道道札幌北広島環状線）などの基盤整備による需要の変化や企業ニーズを踏まえた土地利用の検討を行います。</li> <li>➤ 利便性に優れる交通アクセス環境を生かし、周辺環境に配慮しながら、未利用地の活用などを進めます。</li> </ul>
<b>RTNパーク</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 先端技術系産業や食品関連産業に関連する企業の集積を図ります。</li> <li>➤ 野幌森林公園や農村地区に近接する良好な環境を生かした特色ある土地利用とします。</li> <li>➤ 今後の土地利用への需要などに対しては、未整備未利用地の造成を基本としつつ、市街地外縁部への拡大も視野に入れた検討を行います。</li> </ul>
<b>インターチェンジ周辺地区</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 東西インターチェンジ周辺やアクセス道路沿道などは、交通環境などの優位性を生かした産業振興やまちの魅力の向上につながる戦略的な土地利用の検討を、周辺の農村地区への環境配慮・調和などを踏まえながら進めます。</li> </ul>
<b>その他の工業地</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 王子、高砂駅周辺の工業流通地や対雁の研究産業地など、既存市街地内の工業地は、これまでの発展経過などを踏まえ、地区の特性などに応じた土地利用に努めます。</li> </ul>
<b>商業業務地</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域の特性に合わせた商業、医療、福祉、行政などの多様な都市機能の誘導・集積を図ります。</li> <li>➤ 拠点商業業務地は、都市活動の中心として、多様な機能が集積する高密度の利用を基本とします。</li> <li>➤ 地域商業業務地は、中密度の利用を基本とし、歴史性や界索性など地域の特性を踏まえた機能集積を図り、必要な場合は周辺との調和に配慮しながら高密度の利用を図ります。</li> <li>➤ 沿道商業業務地は、市街地内に網羅的に整備されている幹線道路沿道での分散的な立地を図り、その他の商業業務地は、地域の実情に応じた生活関連機能などの充実を図ります。</li> <li>➤ 取り巻く環境変化を捉えながら、地域特性を踏まえた個性的で魅力ある商店街づくりを進めます。</li> </ul>

## 1-5 市街地周辺部

市街地周辺部は、農業地や良好な自然環境を有する森林、河川敷地などで構成されていることから、江別市の特徴である市街地と広大な農業地が近接する優位性を生かした都市づくりを目指します。

市街化を抑制することを基本としながら、自然環境・景観の保全や農業の維持と発展に寄与する土地利用や、市街地周辺部の特性を生かした土地利用に関しては、必要に応じて検討を行います。

分類	個別方針
<b>農業地</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 都市近郊型農業の推進のため、優良な農地を保全し、食料生産基地としての土地利用を図ります。</li> <li>➤ 農家レストランや直売所などのグリーン・ツーリズム施設整備を推進し、市民をはじめとする都市住民と農業者の交流が生まれる環境の創出により、農業の振興と農村の活性化を総合的に推進します。</li> <li>➤ 農業集落地は、生活排水処理施設の整備など生活環境の改善に努め、良好な農村環境や農村景観の形成を図ります。</li> </ul>
<b>河川敷地</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 石狩川、千歳川、夕張川の主要河川や中小河川の敷地は、治水機能や生態系の保全のほか、親水空間としての役割を担います。</li> <li>➤ 関係機関と連携を図りながら安全に配慮し、適正に保全・活用します。</li> </ul>
<b>幹線道路沿道</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市街地周辺部の特性を生かした土地利用を基本としつつ、地域資源を生かした産業振興に寄与する土地利用については、必要に応じて周辺環境の保全・調和などを考慮して検討します。</li> <li>➤ 東西インターチェンジ周辺やアクセス道路沿道などは、交通便利などの優位性を生かした、産業振興やまちの魅力の向上につながる戦略的な土地利用の検討を、周辺環境を踏まえながら進めます。</li> </ul>
<b>野幌森林公園</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 江別市を象徴する広大な自然環境を有する野幌森林公園は、保水機能や防風機能、生態系の維持など重要な役割を担うとともに、市街地の魅力づくりや環境負荷の低減などに寄与する「緑の要」として位置づけ、関係機関と連携し保全と活用を図ります。</li> <li>➤ 隣接市街地では、広大な自然環境を生かした緑豊かで魅力ある住宅地や教育研究環境、工業地の形成を目指します。</li> </ul>
<b>社会情勢の変化や新しいニーズへの対応</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市街化調整区域内の遊休公共公益施設などについては、必要に応じて住民ニーズを踏まえ、周辺環境との調和を考慮しながら、特性を生かした活用方策を検討します。</li> <li>➤ 周囲が市街化区域などで囲まれている市街化調整区域のうち、都市基盤整備上支障がなく、周辺市街地と調和し、健全で一体的かつ効率的な市街化を図るべき区域については、都市的土地利用が図られるよう地区計画制度などを検討します。</li> </ul>

---

分類	個別方針
	<p>➤ 市街化調整区域における都市的土地利用について、市街化区域内に立地することが馴染まない機能や地域の特性を生かす機能の立地については、農業などとの調整を図りつつ、適切な土地利用を検討します。</p>



図 4-1 土地利用の方針図

## 2 都市施設の方針

道路、公共・公益施設、公園緑地、上下水道などの都市施設は、円滑な都市活動を支え、市民の利便性の向上や良好な都市環境を確保する上で必要な根幹的な施設であり、都市の骨格を形成するものです。

今後は人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化により、各都市施設の役割にも変化が生じることが想定され、多様な市民ニーズに対応することが求められます。

誰もが快適に生活できる環境の形成のため、必要に応じて計画的な都市施設の整備を行います。

### 2-1 道路

#### 2-1-1 道路網

道路は、自動車や歩行者、自転車等の基本的な通行機能をはじめ、市街地の形成や土地利用の誘導機能、電気・ガス・水道などのライフラインの収納や防災、環境等の空間機能を有する市民の生活には欠かせない重要な都市基盤施設です。

江別市の道路網は、必要とされる役割に応じて、「高速自動車道」、「地域高規格道路」、「広域幹線道路」、「都市幹線道路」に分類した道路を将来的な交通需要などを考慮した配置としており、今後は完成に近づきつつある道路網の整備を引き続き推進します。

また、既存の道路においては、交通状況や周辺環境、土地利用などに応じた必要な機能強化を図るとともに、老朽化が進行する道路施設の修繕・補修を計画的に推進することで、安心して安全な通行空間の確保に努めます。

長期間未着手の都市計画道路については、交通量や道路網への影響、土地利用計画などを考慮し、必要な見直しを検討します。

分類	個別方針
高速自動車道	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 北海道内の各圏域や都市間を連絡する道路であり、広大な北海道においては、円滑な人や物の流れを確保する重要性の高い役割を担います。</li><li>➤ 「北海道縦貫自動車道」を位置付けます。</li></ul>
地域高規格道路	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 広域的交流拠点や物流拠点を連結し、札幌圏における人流や物流の連携を図る役割を担います。</li><li>➤ 「道央圏連絡道路（国道337号）」を位置付けます。</li></ul>
広域幹線道路	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 道央圏の骨格道路の一部であり、市町村間の連携を図る上で、重要な役割を担う道路です。</li><li>➤ 「国道12号」、「国道275号」、「札幌圏連携道路（道道札幌北広島環状線、道道江別恵庭線）」、「3番通」を位置付けます。</li><li>➤ 「札幌圏連携道路（道道札幌北広島環状線）」の整備推進に努めま</li></ul>

---

分類	個別方針
	す。
<b>都市幹線道路</b>	➤ 市内の広い範囲で主要な道路網を形成する役割を担い、「高速自動車道」、「地域高規格道路」、「広域幹線道路」へのアクセスや地域間の連絡を担う道路を「幹線道路」と位置付け、それを補完する機能を備える道路を「補助幹線道路」と位置付けます。



## 2-1-2 歩行系道路

歩行系道路は、駅や公共施設、公園などを接続するよう市内に広く配置し、路線の重要度や利用形態に合わせた位置付けを行います。

“歩いて暮らせる都市づくり”の実現を目指し、市民が目的地まで安心して歩行等により移動できる通行空間の確保に努めます。

### 個別方針

- 拠点内や拠点周辺においては、多くの人流が見込まれることから、重要度が高い経路として「主要歩行者通行路線」と位置付けます。
- 自動車の通行とは分離し、歩行者や自転車のみ通行することが可能な構造とする自転車歩行者専用道路、グリーンモール、園路、緑道などを「歩行者等専用路線」と位置付けます。
- 駅周辺などにおいて歩行通路を整備する際は、周辺の景観やバリアフリーに配慮し、あらゆる方が安全に通行できる歩行空間の確保に努めます。
- 通学路については、江別市通学路安全プログラムに基づき、関係機関と連携し必要な対策を検討します。
- 自転車の通行については、自転車利用に関するルールの周知を図るなどのソフト対策を推進するとともに、必要に応じて自転車通行空間の整備を検討するなど、安全な自転車通行空間の確保に努めます。

---

調整用白紙



図 4-3 歩行系道路の方針図

## 2-2 公共交通

都市機能の集約化に加え、公共交通ネットワークを連携させることで、コンパクトなまちづくりに向けた取り組みを推進します。

過度に自家用車へ頼らず、人の移動を支える身近な交通手段としての役割を担います。

### 個別方針

- バス路線や運行ダイヤ等の見直しなどをはじめとする少子高齢化社会に対応したバスネットワークの改善やデマンド交通などの新たな移動手段の導入など、市民や関係機関との連携を図りながら、持続可能な公共交通ネットワークの構築に努めます。
- 交通機能の中核を担う主要なJR駅においては、運行情報の充実化をはじめ、交通結節点としての機能強化に努めます。
- バス路線などの基本情報の周知や啓発活動等により、公共交通を支える市民意識の醸造を促し、公共交通の利用促進に向けた取り組みを行います。

## 2-3 公共・公益施設

少子高齢化の進展や市民ニーズの多様化に対応した機能の充実を図るほか、施設の老朽化への効率的な対応や災害に対応した安全性の確保、脱炭素社会に向けた環境への配慮、江別らしい景観への配慮など適切に進めます。

また、施設の配置においては、配置状況や利用状況から、地域ごとの特性を把握し、適切に対応します。

分類	個別方針
<b>公共施設</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 既存施設の効率的な長寿命化や有効利用、機能の充実に努め、耐震化及びユニバーサルデザイン化を推進します。</li><li>➤ 整備・更新などにおいては、再生可能エネルギー導入の推進や地場産れんがの使用など景観形成に配慮するとともに、施設や機能の複合化・集約化を検討します。</li><li>➤ 新たな施設整備においては、市民と行政の役割分担、多用途活用や集約化などを検討します。</li><li>➤ 市営住宅においては、周辺環境や地域の特性を踏まえ、効率的な更新と長寿命化を計画的に推進します。</li><li>➤ 本庁舎建替においては、市民の利便性のほか、防災や環境、景観への配慮のうえ、機能の充実に努めます。</li></ul>
<b>地域施設等</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 介護施設や子育て支援施設、コミュニティ施設等の地域に根差した施設は、地域の実情に応じた適正な配置や維持管理を行い、地域住民の安全を確保し、環境や景観にも配慮します。</li></ul>

## 2-4 公園緑地

誰もが安全に安心して利用できるよう既存施設の長寿命化を基本としながら、利用者ニーズや周辺環境、社会情勢に配慮した整備などを計画的に進め、健康と心の豊かさを保つ公園環境づくりを進めます。

また、維持管理や再整備においては、市民との協働により進めます。

### 個別方針

- 効率的な維持管理により、既存施設の長寿命化を図り、計画的な施設整備を進めます。
- 公園の整備においては、ワークショップやアンケート等により市民ニーズを取り入れるとともに、必要に応じて周辺環境や自然環境、社会情勢などを踏まえた施設整備や適正配置を検討します。
- 公園・緑地などの管理においては、アダプト・プログラム制度を活用し、地域住民との協働による清掃・美化活動を進めます。
- 公園の規模や周辺環境等に応じて、指定緊急避難場所への指定など、防災施設としての役割を担います。

## 2-5 上下水道・処理施設

水道は、将来にわたり安全で安心して使える水道水を安定的に供給するため、持続可能な事業運営を推進します。

下水道は、施設の適切な維持管理と計画的な改築・更新や災害対策を行うことで、衛生的な生活環境の確保と河川などの水質保全に努めます。

ごみ処理施設等は、施設の延命化等により適正なごみ処理を継続するとともに、ごみの発生抑制を進め、循環型社会の形成を目指します。

分類	個別方針
水道	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 水道施設の適切な維持管理を実施するとともに、今後の水需要も考慮した計画的な更新を進めます。</li><li>➤ 水質に影響を及ぼす危害リスクへの対応を整理した水安全計画を推進し、水源から蛇口に至るまで総合的な水質管理の充実を図ります。</li><li>➤ 地震及び停電などの災害時においても水道水を確保するため、水道施設の災害対策を推進し、耐震化や管網の強化などの施設整備を図ります。</li><li>➤ 災害時に備え、応急復旧や応急給水の訓練の実施、資機材の備蓄など、応急対策について更なる体制の強化を図ります。</li></ul>
下水道	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 下水道施設の点検や修繕を実施することで、老朽化した施設の延命化を図るとともに、計画的に改築や更新を進めます。</li><li>➤ 地震などの災害に備え、施設の更新に合わせた耐震化など、災害発生</li></ul>

分類	個別方針
	<p>時における下水道機能の早期回復や機能確保などに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 下水汚泥や処理水、消化ガスを有効に活用することで、環境負荷の低減を図ります。</li> </ul>
<b>処理施設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 長期的かつ安定的なごみ処理を継続するため、環境クリーンセンターの延命化を図ります。</li> <li>➤ また、ごみの発生抑制に向けた取り組みを行うとともに、資源物や熱エネルギーの回収を進め、循環型社会の実現に努めます。</li> <li>➤ 施設の更新等を行う場合は、周辺環境に配慮し、適切な配置を図ります。</li> </ul>

---

調整用白紙

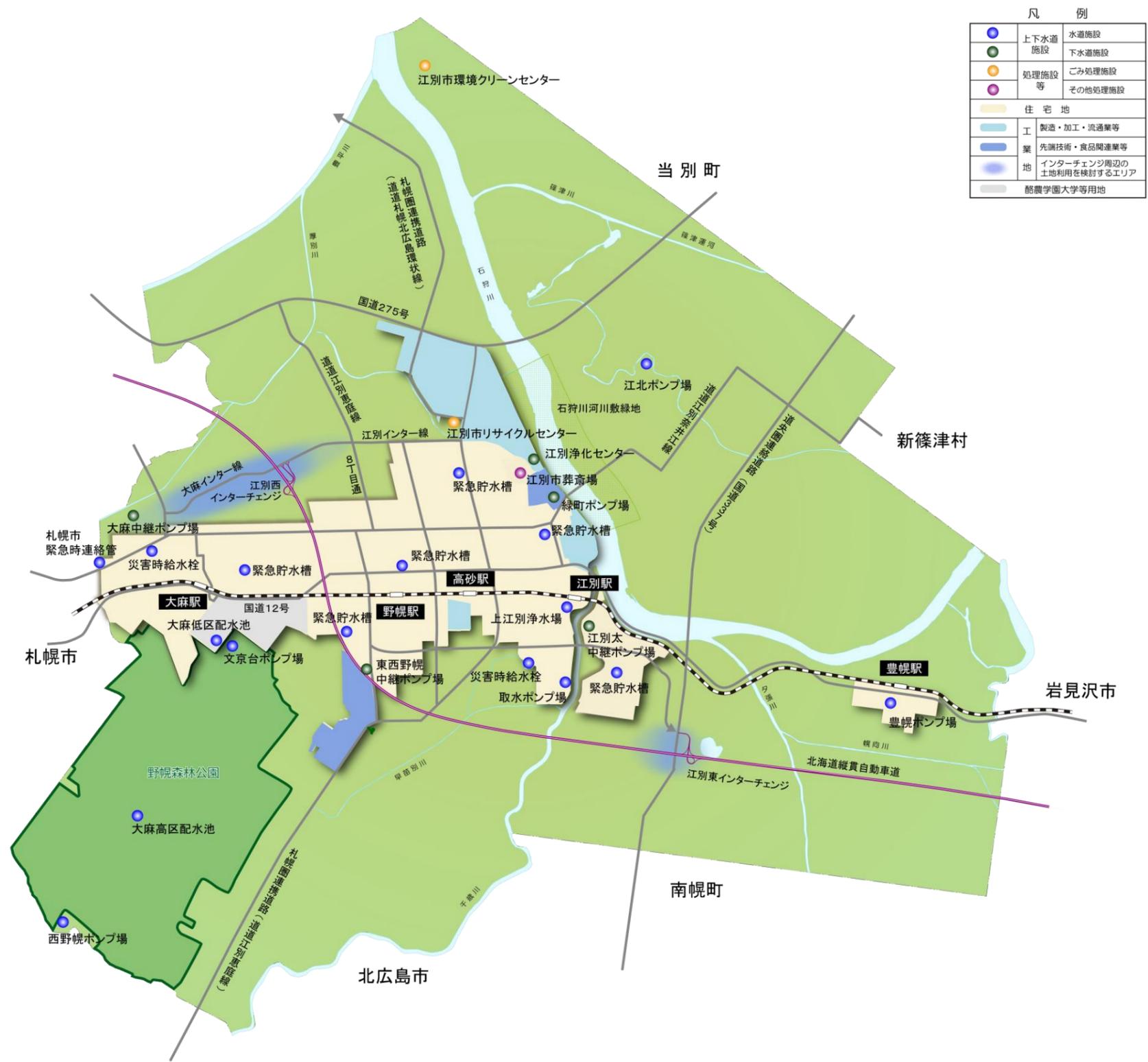


図 4-4 上下水道・処理施設の方針図

### 3 都市環境の方針

江別らしさを活かした住みよい都市づくりを進めるためには、誰もが安全・安心に暮らせる災害に屈しない都市の形成、恵まれた自然や江別市を象徴するれんがの温かさなど暮らしてほっとする景観を有する都市の形成、野幌森林公園や石狩川をはじめとする自然環境の保全・活用や脱炭素社会を目指す都市の形成が欠かすことのできない要素です。

江別市の特徴である自然、歴史、文化などの地域資源を生かしながら、良好な都市環境の形成を図ります。

#### 3-1 都市防災

水害等の自然災害を未然に防ぐための施設整備を進めるとともに、災害時の被害を最小限に抑えられるよう、地域の特性に応じた防災体制の充実や意識向上を図るための施策を推進し、災害に屈しない強靱な都市環境を形成します。

分類	個別方針
<b>水害に強い施設整備</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 気候変動による水害の頻発化・激甚化が予想されていることから、河川の堤防強化及び内水排除施設の整備など治水安全度の向上に努めます。</li><li>➤ 河川防災ステーションは、水防資器材の備蓄所や水防活動の拠点基地として活用します。</li></ul>
<b>地震に強い施設整備</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 指定避難所や防災拠点となる公共施設、要配慮者利用施設のほか、多くの市民が利用する建築物の耐震化を促進します。</li><li>➤ 住宅における耐震診断や耐震化などの支援及び市民への情報提供を行います。</li><li>➤ 公園のオープンスペースを確保し、指定緊急避難場所としての機能の確保を図ります。</li><li>➤ 震災時における避難経路や代替路線を踏まえた道路網の形成を図ります。</li><li>➤ 震災時に通行を確保する道路は、災害時における避難・輸送に支障のないよう、災害に応じた対策に努めます。</li><li>➤ 上下水道施設の耐震化を推進し、震災時におけるライフラインの確保に努めます。</li></ul>
<b>火災に強い施設整備</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 市街地内の公園、河川空間、道路空間などは延焼防止帯となるオープンスペースとしての適切な確保について検討します。</li></ul>
<b>防災体制・連携の強化</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 防災活動における、市民・事業者・行政・関係機関等や都市間での連携強化を図り、被害の最小化に努めます。</li><li>➤ 市民・事業者などによる自主的な防災組織づくりの推進や活動への参加を啓発し、地域に対応した防災体制の充実に努めます。</li><li>➤ 林野火災の予防や市街地への延焼防止のため、市民への周知や関</li></ul>

分類	個別方針
	<p>係機関等との連携強化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害時に備えた情報発信や防災訓練の実施、通信機能の強化、災害時に取るべき避難行動などの周知を図ります。</li> <li>➤ 積雪期においては、市民・事業者・行政による適切な役割分担での除排雪などに努め、地震や大雪などの緊急時には、緊急車両の通行の確保を優先とするなど、適切な対応に努めます。</li> <li>➤ 災害級の大雪への対策として、市民や事業者を交えた情報共有や情報発信の強化等の取り組みに努めます。</li> <li>➤ 居住を誘導する区域においては、地区ごとの課題を踏まえた取組方針を明確化し、計画的に防災・減災対策に取り組みます。</li> </ul>

## 3-2 景観

恵まれた自然や農村の原風景、江別市を象徴するれんがなどの江別らしい景観、歴史性や地域性などのにぎわいや魅力ある景観の保全や創出、発掘、活用を図ることで、暮らしでいてほっとする景観のあるまちを目指します。

また、景観に関する取り組みにおいては、市民、事業者、行政等が適切に協力して、市民協働により進めます。

分類	個別方針
<b>市街地景観</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 住宅地においては、れんがと緑が身近にあり愛着と温かみのあふれた暮らし続けたい景観づくりを市民と協働で進めます。</li> <li>➤ 商業地などの人が集まる場所では、れんがを用いた店舗や店先への植栽などにより、活気と心地よさにあふれる魅力ある景観づくりを商店街などと協働で進めます。</li> <li>➤ 工業団地など工場が集まる場所では、地区内や周辺の自然が調和した景観づくりのため、道路や工場敷地内の緑化を企業と協働で進めます。</li> <li>➤ 幹線道路沿道地は、まちの顔となる空間であることから、道路沿道などの緑化や適正な管理を行うとともに、地域ごとの風土や特色を生かした道路景観の形成を市民協働でめざします。</li> <li>➤ 建築物や屋外広告物などに関する景観上の関連法令の適切な運用により、市街地景観を守ります。</li> </ul>
<b>郊外の景観</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 野幌森林公園や石狩川をはじめとする各河川、河畔林及び湖沼などは、関係機関等と連携しながら、必要な機能を確保しつつ適正に保全します。</li> <li>➤ 広大な農地と点在する屋敷林、歴史ある耕地防風林、河畔林などは、所有者や管理主体などの協力を得ながら、地域の記憶である自然が織りなす原風景として保全に努めます。</li> <li>➤ 幹線道路沿道地は、遠くの山並みを背景に、広大な農地が広がり、江別らしい農村地域を印象づける空間であることから、都市近郊型農業や田園風景などの周辺環境に配慮した沿道景観の保全や形成を市民協働で目指します。</li> <li>➤ 建築物や屋外広告物などに関する景観上の関連法令の適切な運用により、農村景観を守ります。</li> </ul>
<b>公共施設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 公共施設等の整備においては地場産れんがの使用など、周囲の環境に配慮しながら、れんがのまちにふさわしく親しみのある都市景観の形成に努めます。</li> </ul>
<b>景観の発掘・活用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 良好な都市景観を創り出している建造物や活動などの表彰やフォトコンテストを行うことで、市民や所有者等へ景観に対する意識の啓発を図るとともに、地域や市のPRに活用します。</li> </ul>

### 3-3 環境共生

江別市は、野幌森林公園や、石狩川などをはじめとした特有の豊かな自然環境を有していることにより、都市部においても水と緑を身近に感じることができます。これらを市民協働により保全、創造、活用することで、江別らしい都市環境の形成、まちづくりを進めます。

また、コンパクトなまちづくりや豊かな自然環境の保全・活用、再生可能エネルギーの導入拡大などにより脱炭素社会の実現を目指します。

分類	個別方針
<b>水と緑の保全</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 江別特有であり、緑の要となる野幌森林公園や水・緑の骨格となる石狩川、鉄道林、耕地防風林をはじめ、各地区に残る樹林地や郊外の河畔林、湖沼などは、必要な機能を確保するとともに市民・事業者・行政の協働による適正な保全により質の向上に努めます。</li> </ul>
<b>水と緑の創造・活用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 水と緑のネットワークを構成する緑の拠点の整備に向けた検討を行います。</li> <li>➤ 脱炭素や環境保全、レクリエーション、防災、景観、生物多様性など多様な観点から、水と緑の空間の創造を市民協働で進めます。</li> <li>➤ 市街地開発などにおいては、新たな公園の緑や住宅地など身近な緑の創造を進めます。</li> <li>➤ 快適で美しい街並みづくりのため、花や緑がある環境を市民協働で創造します。</li> <li>➤ 野幌森林公園や市街地の樹林地、水辺、石狩川や市内を流れる様々な中小河川など身近な緑や水辺をはじめ、農地や湖沼、河畔林など、緑や水、土と人との交流の場として、所有者や関係機関等との連携を図りながら適正な活用に努めます。</li> <li>➤ まちなかの河川空間においては、市民との協働、関係機関等との連携を図りながら水辺での賑わいの創出を進めます。</li> </ul>
<b>環境</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンパクトなまちづくりや公共交通の利用促進などにより脱炭素化を目指します。</li> <li>➤ 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの吸収が期待される野幌森林公園、耕地防風林、河畔林、身近な緑などの自然環境の保全・管理を市民や関係機関等と連携を図りながら進めます。</li> <li>➤ 環境負荷の低減に資する事業・施策などの推進を図ります。</li> <li>➤ 再生可能エネルギー活用に伴う新たな需要に応じた土地利用の検討を行います。</li> </ul>

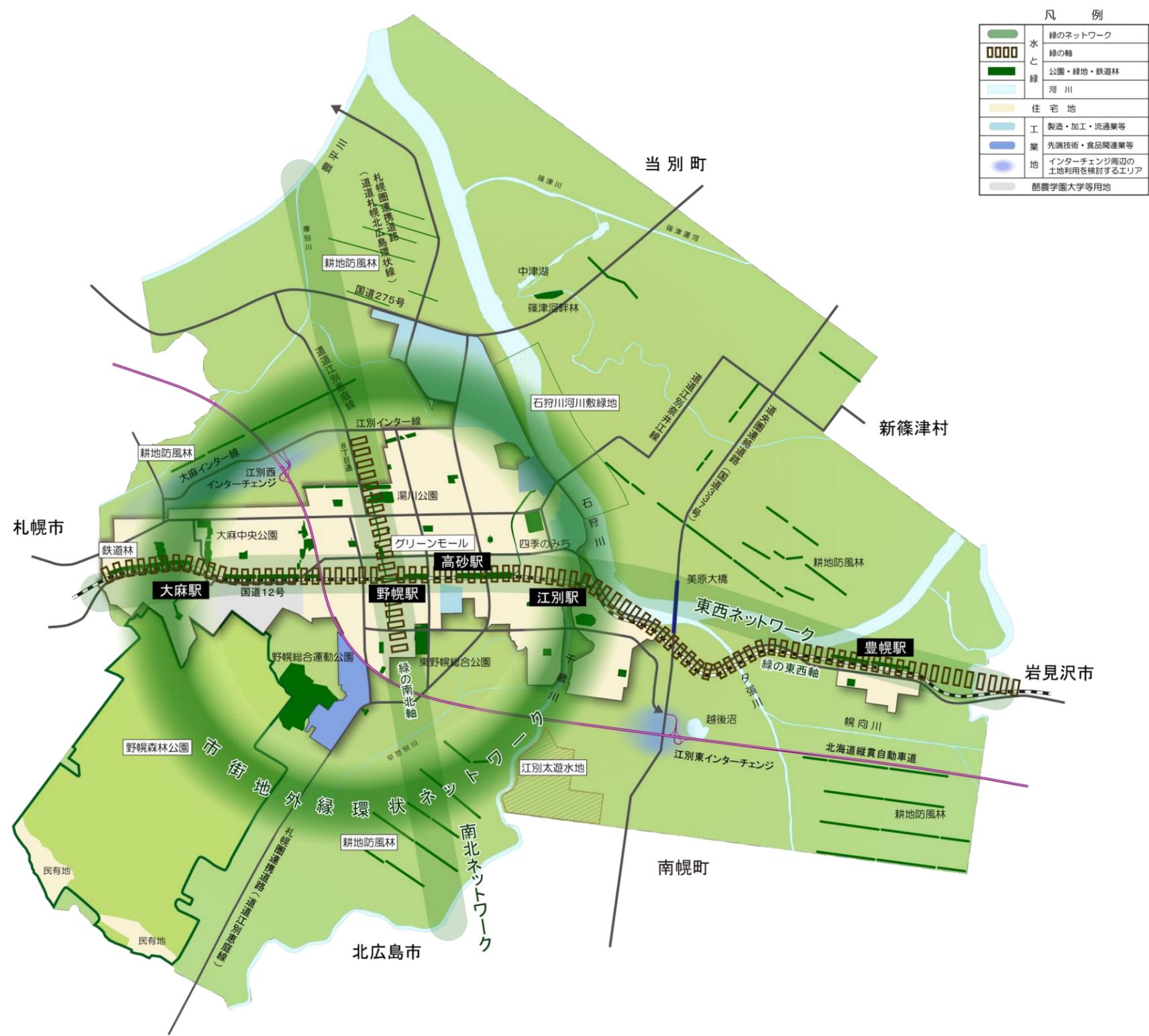


図 4-5 環境共生の方針図